

自己点検・評価報告書

令和 4 年度

東京医療学院大学

目次

使命・目的等について	2
学生について	9
教育課程について	29
教員、職員について	36
経営・管理と財務	45
内部質保証について	50

使命・目的等について

使命・目的及び教育目的について、知識基盤社会における知の拠点としての機能及び、大学ならではの特色を踏まえた、人材の養成に関する目的や教育上の目的を学則に定めており、簡潔に文章化し学内外へ周知している。

また、社会状況の変化や内部状況の把握、文部科学省の施策等に沿い、大学の使命・目的や三つのポリシーを反映させて中期計画を策定し、毎年計画を点検して必要に応じて見直しを行っている。

なお、中期計画は内部質保証推進委員会や部局長会議、大学運営会議等で審議、報告されており、役員や教職員が策定に参画している。

以上のとおり自己評価し、以下にその内容を述べる。

建学の精神、基本理念

(1) 建学の精神・基本理念

建学の精神は、昭和 25(1950)年 4 月に創設された東京マッサージ師養成所を源とする学校法人常陽学園 72 年の歴史の中で形作られた精神を踏襲している。すなわち、「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」であり、それに基づく教育理念は「仁愛・知識・技術」である。CAMPUS GUIDE(学生便覧)では、これらを以下のごとくに敷衍している。

「保健医療を通して社会に貢献すべく、『人に優しく』をモットーとする『技術と心のバランスの取れた人材の育成』を目指す基本理念の下に、以下の 3 点を兼ね備えた人材を育成することを目標としています。1)保健医療の専門職として求められる専門の知識と確かな技術 2)コミュニケーション能力に優れた豊かな教養と高い倫理性 3)人に優しく、保健医療を通して社会に貢献できる人材の育成」

また、教育理念については、「1)ひとりひとりの患者さんと向き合い、その人の心に寄り添う「仁愛」を身につける。2)保健医療の専門職として社会が抱える問題解決のための「知識」を身につける。3)人体や障がいの成り立ちを学び、治療や回復のための具体的な「技術」を身につける。」と詳しく具体的に説明している。

これら建学の精神、教育理念の根底にある「優しさ」とは、本学の母体である学校法人常陽学園が、昭和 25(1950)年に日本で最初のマッサージ師養成所を設立した時から脈々と受け継がれている精神である。すなわち、仁愛と知識と技術を備えた「人に優しい治療を施す手」が大切であり、「人と人の手が触れ合うことで優しさが生まれる」という考えが本学の教育理念や教育目標に反映されている。そしてこの精神は、本学のシンボルマークとして形に表しており、学生にも入学式やオリエンテーションなどさまざまな場を介して浸透している。

(2)建学の精神を「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」とした背景

社会の高齢化が進行し、健康増進や生活の質の維持・向上への対応が求められている。また、年齢に関係なく、偏った食事、運動不足、睡眠不足及び社会的要因も関与するストレスの増大が身体・精神に関わる多様な疾患を発生させている。これらの状況を考えると、人々の身体・精神の健康に関する取り組みはますます重要になってくる。

医療の知識及び技術は、疾病・障害のある人だけでなく、高齢化社会の進行や社会構造の変化に伴う健康増進や生活の質の維持・向上を支援するために広く活用されている。また、その現場は、病院などの医療機関から生活の場である住宅や地域へと広がりをを見せている。このため、医療従事者(医療人)には専門的な知識や技術とともに、病院等から地域に至る様々な場所において、個々人ごとに異なる多様な要求に対応しなければならない。すなわち、個人の尊厳と平等の理念に則った対応が要求されている。その要求に応えられる人材を育成するために、本学では、個々の教員が教育・研究の中で建学の精神を生かし、具体化するよう努力している。ただ、お題目のように学生に建学の精神を説いても伝わるものではない。学生が、教職員と日常的に接するなかで、両者の間に信頼関係が醸成され、その中で建学の精神が生きて働くようになる。学生も教職員も東京医療学院大学という場を共有して信頼関係が醸成され、学問だけでなく人間としても成長していく。学生は社会人・職業人として必要な基本的なことを修得し社会に出ていく。社会では、大学で学んだすべてが生かされ、さらに発展させられることになる。

個性、特性

本学の教育理念を象徴する科目として、「大学導入論」「ボランティア入門」「生命倫理」「セルフディベロップメント」「キャリアマネジメント論」「生命倫理」などの特色ある科目を配し、入学学科での志向を高めることに努めている。

リハビリテーション学科では、以前より、物理、化学、生物の基礎力充実(高校卒業時に不足しているものの補講)を実施していたが、平成 29(2017)年度以降は、これらの試みを「自然科学概論」に統合し、すべての学生が自然科学基礎して専門基礎科目の学修基盤とできるようにしている。また、本学では、「解剖学」「生理学」などの基礎医学教育に力点を置き、それらを深く学ぶことにより高校までの教育では得られなかった学問の面白さに触れ、その後専門科目を学ぶことで医療専門職としての学修を深めるように努めている。そのために、平成 29(2017)年度のカリキュラム改正では、科目の性格(目標)を把握しやすいように授業科目の名称を詳細にし、配当年次・学期を前倒しとした。

さらに、リハビリテーション学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻においては、3 ポリシ

一及びアセスメント・ポリシーの見直し等も踏まえて、カリキュラムの見直しを進めている。

看護学科では、専門職業人の意識付けに関する教育として、目指す職業を意識して学修するために、教養分野における「ものの見方・考え方」などを学修し、専門分野における「看護専門職性の発展の基盤」科目を1年次から4年次まで段階的に学ぶこととしている。この科目群は看護職が専門職であることの理解と、自ら専門職者としての価値観の形成や社会の変革の中で、看護の役割、責務を自覚し、生涯に亘って成長発展する人材の基盤形成をねらいとしている。また、人に優しく思いやりのある心を育む教育として、保健医療福祉の専門職業人として必要な「人に優しく思いやりのある心」での対応を身につける。入学当初の教養分野における学修の中で、「哲学」「倫理学」「生命倫理」では、本学の教育理念の一つである「仁愛」を学修し、高い倫理観のもとに対象者の置かれている立場を理解して対応できる「人に優しく思いやりのある心」を育み、さらに、臨地実習での看護実践を通して、「人に優しく思いやりのある心」を身につけ、実現できるようにする。

本学は1学部2学科で構成され、収容学生が多くないこともあり、学生の教育・指導面での取り組みにおいて、教員と職員によるきめ細やかな学生指導が行われていることも特色の一つである。

沿革

昭和 25 (1950) 年 4 月	東京都中央区八丁堀に東京マッサージ師養成所創設
昭和 42 (1967) 年 9 月	学校教育法に基づく各種学校として認可される
昭和 51 (1976) 年 8 月	学校名を東京マッサージ師学校と改称
昭和 52 (1977) 年 4 月	学校教育法改正に伴い、各種学校から専修学校となる
昭和 54 (1979) 年 3 月	学校名を東京鍼灸マッサージ師学校と改称 はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧科を新設
昭和 56 (1981) 年 3 月	東京鍼灸マッサージ師学校に専門課程を新設
昭和 58 (1983) 年 4 月	学校名を東京鍼灸マッサージ専門学校と改称
平成 元 (1989) 年 4 月	学校名を東京医療福祉専門学校と改称
平成 4 (1992) 年 11 月	学校法人常陽学園を設立
平成 9 (1997) 年 4 月	理学療法学科(夜間部)、作業療法学科(昼間部)を新設
平成 12 (2000) 年 4 月	東京医療福祉専門学校にはり・きゅう科(昼間部・ 夜間部)を新設
平成 14 (2002) 年 4 月	新たに専門学校東京医療学院を設立し、東京医療福祉 専門学校に設置されていた理学療法学科(夜間部)、 作業療法学科(昼間部)を新設校へ移管。同時に、専門

	学校東京医療学院に理学療法学科(昼間部)、作業療法学科(夜間部)を新設
平成 19 (2007) 年 4 月	東京医療福祉専門学校に鍼灸マッサージ教員養成科を新設
平成 22 (2010) 年 4 月	東京医療福祉専門学校に柔道整復科を新設
平成 23 (2011) 年 10 月	文部科学省より東京医療学院大学の設立が認可される
平成 24 (2012) 年 4 月	東京医療学院大学(保健医療学部リハビリテーション学科)開学
平成 28 (2016) 年 4 月	東京医療学院大学保健医療学部看護学科を開設
平成 30 (2018) 年 4 月	東京医療学院大学保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻 収容定員増(70 人→90 人)

本学の概要

- ・大学名 東京医療学院大学
- ・所在地 〒 206-0033 東京都多摩市落合 4 丁目 11 番
- ・学部構成 保健医療学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻
作業療法学専攻
看護学科

- ・学生数(令和 4(2022)年 5 月 1 日)

保健医療学部	入学定員	収容定員	在籍学生数				
			1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
リハビリテーション学科							
理学療法学専攻	90	360	102	92	87	91	372
作業療法学専攻	30	120	23	19	25	18	85
看護学科	80	320	85	99	83	91	358
合計	200	800	210	210	195	200	815

- ・教員数(令和 4(2022)年 5 月 1 日)

保健医療学部	専任教員					非常勤講師
	教授	准教授	講師	助教	計	
リハビリテーション学科	10	6	10	7	33	34
看護学科	7	9	8	7	31	54
合計	17	15	18	14	64	88

・職員数(令和 4(2022)年 5 月 1 日)

本務職員	兼務職員	計
34	4	38

使命・目的及び教育目的の設定

本学の使命・目的は、東京医療学院大学学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神の下に、幅広い教養と保健医療に関する専門の知識と技術を教授研究し、もって広く国民の健康に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、第 4 条には学部及び学科における教育研究上の目的を次のように具体的に明文化している。

東京医療学院大学 学則（抜粋）

（学部及び学科における教育研究上の目的）

第 4 条 保健医療学部は、個人の尊厳と平等の理念に基づいて教育研究を行い、多様化する保健医療の分野で社会の要請に応えることのできる知識や技術を有し、コミュニケーション能力に優れた質の高い人材の育成を目的とする。

2 リハビリテーション学科は、理学療法及び作業療法の分野の専門職として、幅広い教養と高い倫理観のもとに人への優しさ及び専門の知識と確かな技術を備え、常に、リハビリテーションに関する探究心を持ち、臨床の実践と研究を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 看護学科は、看護の専門職として幅広い教養と高い倫理観のもとに人への優しさ及び専門の知識と確かな技術を備え、常に、看護に関する探究心を持ち、臨床の実践と研究を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の建学の精神「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」とともに、教育理念及び教育目標として、「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」、大学案内、大学ホームページ及び学生募集要項などに、次のように簡潔に文章化し明示している。

教育理念 「仁愛・知識・技術」

- 1.ひとりひとりの対象者と向き合い、その人の心に寄り添う「仁愛」を身につける。
- 2.保健医療の専門職として社会が抱える問題解決のための「知識」を身につける。
- 3.人体や疾病及び障がいの成り立ちを学び、予防や治療、回復のための具体的な「技術」を身につける。

教育目標

保健医療の専門職として求められる専門の知識と確かな技術を有し、かつ、コミュニケーション能力に優れた豊かな教養と高い倫理性を備え、人に優しく、保健医療を通して社会に貢献できる人材の育成。

建学の精神「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」を具現化し、社会に有用な人材を送り出すのが本学の使命であり目的である。医療は人間を相手にする職業である。人間は一人ひとり個性があり異なる。また、同じ病気であっても病態は人によって異なることが多い。したがって、一人ひとりに個別に対応していかなければならない場合が多い。さらに、一人ひとりの患者を分け隔てなく平等に扱うことも重要である。これらの基本的なことを十分に自覚し、専門知識に裏打ちされた人間性のある医療を行うことができる人材の育成が目的である。

生産年齢人口がますます減少し、学修方法(勉強の仕方)に対する支援が必要な学生の入学が増えるといった社会情勢への対応なども勘案し、令和 3(2021)年 1 月より、教育理念や教育研究上の目的、3ポリシーの見直しを進めた結果、令和 4(2022)年 3 月に、教育理念と 3 ポリシーを改正した。

令和 2 年 1 月、理事会において、「学校法人常陽学園 中期目標・中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)」を策定した。東京医療学院大学に関する中期目標・中期計画では、社会状況の変化や内部状況の把握、文部科学省の施策に沿いながら、60 の計画を掲げている。それぞれの目標・計画を実現するため、年度計画を立て、教職員がその遂行に尽力している。

使命・目的及び教育目的の反映

本学、学部・学科・専攻の設置以来、使命・目的及び教育目的に則り運用してきたが、前述のとおり見直しており、2020年度当時の内部質保証専門員会に設置された企画運営部会及び意見交換会(学長、学部長、学科長 2 名、リハ学科教授 2 名、講師 4 名、助教 3 名、看護学科教授 1 名、講師 1 名、事務局 3 名、法人事務局長)、3 ポリシー見直しワーキンググループ(学長、学部長、リハ学科教授 3 名、准教授 1 名、講師 2 名、看護学科教授 1 名、講師 1 名、事務

局 8 名)を経て、内部質保証推進委員会や教授会、大学運営会議にて審議され、理事会に提案し承認を受けることとしており、役員や教職員の理解を図る体制となっている。

これらの使命・目的及び教育目的は、学則に明示しているほか、CAMPUS GUIDE(学生便覧)、ホームページ、教員ハンドブックにも掲載している。

また、入学式と学生・教職員ガイダンスにおいて、学長挨拶の中でも言及しており、教職員一同が一丸となって取り組む使命・目的として理解と支持を得ている。なお、2021年度末には学長から学生へ web 上オンデマンドで、大学の教育の目的と改正したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについて、大学の内部質保証の体制と合わせて説明している。さらに、2022 年度末には、同様に改正したアセスメント・ポリシーを含めて、学長から学生へ web 上オンデマンドならびに対面(学生と教職員の授業を良くする懇談会)で説明と意見交換した。

本学の基本理念・教育理念、使命・目的等は教授会や理事会の議を経て策定された後、役員や教職員に学生に配付する CAMPUS GUIDE(学生便覧)や教員ハンドブック等で周知しており、役員や教職員の理解と支持を得ている。

ここまで述べたように、本学は建学の精神、教育の理念に沿った教育目的を明確に定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく適切な教育を行っている。本学の教育研究組織は、保健医療学部にはリハビリテーション学科と看護学科を設置している 1 学部 2 学科からなっており、リハビリテーション学科には理学療法学と作業療法学の 2 つの専攻が置かれている。また、図書館、教務部、学生部の他、入試センター、キャリアセンター、学生支援センター、学生相談室、保健管理室などの施設を設けている。学部には必要な教員が配置されており、運営に関しても、学長を中心とした各種の会議体が活動しており、使命・目的及び教育目的の達成を目指してそれぞれ連携が図られている。

学生について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや募集要項等で周知しており、本ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っている。また、学科収容定員充足率は 0.95～1.12、大学収容定員充足率は 1.02(令和 4 年度)であり、学生数を適切に確保している。

教務委員会や学生委員会では、教員と事務職員で構成されており、学修支援体制、学生生活支援体制等の計画や実施体制等は教職協働によって適切に運営されている。

施設設備は、旧小学校校舎を活用しており、点検により耐震等の安全性を確認している。また、遠隔授業の受講のため、学生貸与用ノートパソコンを整備した。さらに、ICT 環境について、学内無線 LAN を体育館を除く学内全域に整備し、学生及び教職員の要望に基づき Wi-Fi の電波強度を強化するなどしているし、教室においてはスライド投影時の死角をなくすためにプロジェクターの刷新・増設を行うなどしている。

学生の意見や要望等をくみ上げるシステムを整備し、インターネットやメール等を利用した非対面によるものや、学生相談室やキャリア支援室等で対面により支援している。

以上のとおり自己評価し、以下にその内容を述べる。

学生の受入れ

建学の精神「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」、教育理念「仁愛・知識・技術」に基づき、アドミッション・ポリシーを下記の通り定めている。アドミッション・ポリシーは「学生募集要項」「大学案内」「入試ガイド」などの冊子や「大学ホームページ」に明示し、受験生、保護者、高等学校、予備校関係者などに周知されている。また、オープンキャンパス、個別相談会、受験生の個別大学見学、高等学校で行われる進路ガイダンス、各地で開催される進学相談会、高等学校での模擬講義、学校訪問などの際に直接説明し、きめ細かく周知及び理解の促進に努めている。

〈アドミッション・ポリシー〉

建学の精神および教育理念のもとに、保健医療の専門職として求められる幅広い教養と高い倫理観及びコミュニケーション能力を備え、常に、最新の知識と技術を求めて学修するという探究心を持ち、保健医療を通して社会に貢献できる人材を目的として、次のような人を求めています。

1. 優しい心で、敬意を持って人に接することができる人
2. 保健医療の専門職を目指す、向上心を持ち、自己研鑽に努める人
3. 保健医療福祉を通して他者と協働し、人々や地域社会に貢献しようとする人

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知については、多様な手段と機会を用い、広く適切に行われている。

本学の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な人材を受け入れるため、文部科学省通知の「大学入学者選抜実施要項」に則り、「総合型選抜入試」「学校推薦型選抜入試」「一般選抜入試」「大学入学共通テスト利用入試」の複数の選抜区分を 以下表に示すとおり実施している。また、入学者選抜における「学力の三要素」を踏まえた多面的・総合的評価の方法を明示し、志願者が各自の資質や適性に合わせて選抜区分を選択できるようにしている。

表 各選抜区分の選抜方法

選抜区分	選抜方法
総合型選抜入試	本学を専願とする者を対象として、 ・エントリーシート ・プレゼンテーション(5 分) ・面接(15 分) を総合的に評価し、合否を判定
学校推薦型選抜入試	学校長の推薦のある者及び調査書の全体の学習成績の状況が 3.5 以上で本学を専願とする者を対象として、 ・小論文 ・面接(10 分) の結果を評価し、合否を判定
一般選抜入試 1 期	・看護学科は 3 科目(英+数・国・理~2 科目) ・リハビリテーション学科は 2 科目 (英・国~1 科目/数・理~1 科目) の学力試験結果から合否を判定

一般選抜入試 2 期	<ul style="list-style-type: none"> ・学力試験(英語) ・面接(10 分) の結果を評価し、合否を判定
大学入学共通テスト利用入試	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学科は 3 科目(英+数・国・理~2 科目) ・リハビリテーション学科は 2 科目 (英・国~1 科目/数・理~1 科目) の大学入学共通テストの結果から合否を判定

本学の入学試験委員会は、学部長を委員長とし、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施している。入学試験委員会と入試・広報室が連携し、学生募集要項の作成、出願書類の受付、入学試験問題の作成、小論文・面接の評価基準作成、合格発表を行っている。

アドミッション・ポリシーの学内周知のため、例年 6 月に全教員を対象に入試説明会を開催している。また、面接試験におけるアドミッション・ポリシーに基づく視点による公正・公平な評価の統一を徹底するため、入学試験委員会が質問事項等の検討を行って「面接・プレゼンテーション・評価・運営ガイドライン」を作成し、例年 9 月に全教員に対して説明会を開催している。受験者数が多く、面接室の確保が厳しい一般選抜入試1期及び大学入学共通テスト利用入試を除いて、全ての選抜区分で面接を実施しており、アドミッション・ポリシーの趣旨に合致した入学者選抜を行っている。

学長から委嘱を受けた教員が学校推薦型選抜入試の小論文問題を作成している。また、入試委員が総合型選抜入試のエントリーシートテーマ、総合型選抜入試のプレゼンテーションテーマを作成している。一般選抜入試の問題作成は外部委嘱であるが、学長から委嘱を受けた教員が複数回の校閲を重ねて、内容を点検している。作成した問題及びテーマがアドミッション・ポリシーを踏まえた内容になっているか、入試委員長及び入試センター長が精査したのち、完成させている。

令和 3(2021)年度より、IR・企画室と協力し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れを検証するため、入学者の選抜区分及び入学試験成績と GPA の相関関係の分析を行った。現在、その結果を元に、入学試験実施方法及びその基準の妥当性について見直し中である。

入学定員及び収容定員は学則第 3 条に規定しており、定員充足の状況・推移は、以下表に示すとおりである。なお、平成 30(2018)年度より、リハビリテーション学科理学療法専攻の入学定員を 70 名から 90 名に変更した。

大学全体の令和 4(2022)年度入学試験における入学者数の定員に対する比率(定員充足率)は 1.05、収容定員数に対する在籍学生数の比率(収容定員充足率)は 1.02 であることから、入学者数及び在籍学生数は学修支援を十分に行うことができるよう、適切に維持されていると言える。

過去 5 年間の入学定員充足率・収容定員充足率 (各年度 5 月 1 日時点)

専攻学科	項目	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度
看護学科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	84	86	85	101	85
	入学定員充足率	1.05	1.08	1.06	1.26	1.06
	収容定員	240	320	320	320	320
	在籍学生数	248	325	339	350	358
	収容定員充足率	1.03	1.02	1.06	1.09	1.12
リハビリテーション学科 理学療法専攻	入学定員	90	90	90	90	90
	入学者数	86	96	101	93	102
	入学定員充足率	0.96	1.07	1.12	1.03	1.13
	収容定員	300	320	340	360	360
	在籍学生数	324	342	367	366	372
	収容定員充足率	1.08	1.07	1.08	1.02	1.03
リハビリテーション学科 作業療法専攻	入学定員	30	30	30	30	30
	入学者数	17	22	29	21	23
	入学定員充足率	0.57	0.73	0.97	0.70	0.77
	収容定員	120	120	120	120	120
	在籍学生数	100	89	83	81	85
	収容定員充足率	0.83	0.74	0.69	0.68	0.71
大学	入学定員	200	200	200	200	200
	入学者数	187	204	215	215	210
	入学定員充足率	0.94	1.02	1.08	1.08	1.05
	収容定員	660	760	780	800	800
	在籍学生数	672	756	789	797	815
	収容定員充足率	1.02	0.99	1.01	1.00	1.02

入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持のための活動がなされ、定員を充足し、在籍者数を適正な範囲で管理している。

アドミッション・ポリシーについては、オープンキャンパスや学生募集要項、本学ホームページなどでより一層の周知を図っている。また、医療専門職として就職するには、2 学科共に国家試験合格が必須であるため、入学後、学生の継続的な学修が求められる。そのために、受験生

の職業理解を深め、明確な目的意識を持たせられる広報を進めていく。

令和 5(2023)年度より、新たに策定したアドミッション・ポリシーに沿った入学試験に沿って入学試験を行っている。今後、18 歳人口が減少し、安定した志願者・入学者の獲得が困難になることが予想されるが、新学習指導要領への対応を見据えながら、入学者の選抜区分及び入学試験成績と GPA の相関関係の分析結果をもとに、入学試験実施方法の見直しを行っている。

学修支援

本学では、令和 2 年 12 月に内部質保証推進専門委員会企画運営部会、令和 3 年 2 月大学運営会議で審議され、令和 3 年 5 月の理事会で承認を受け「学生支援の方針」を策定し、また「学生支援センター」を設置し、学生相談及び保健管理等の業務を行っている。さらに、令和 3(2021)年 5 月、内部質保証推進委員会に設置した「学修支援ワーキンググループ(リハビリテーション科 教授 2 名、准教授 1 名、講師 3 名、看護学科 准教授 1 名、事務局 2 名)」によって、入学時の学生間交流を目的とした「WaiWai カフェ」ならびに、学生の主体的な学びの促進及び学力不振に対する学力向上支援を目的とした「協同学修ルーム WITH」を運営している。

○オフィスアワー

各教員のオフィスアワーはシラバスに示しており、学生に周知している。多くの教員はオフィスアワー以外の時間にも、可能な限り学生に対応している。

○学生支援センター

当センターには学生相談室と保健管理室を設置している。学生相談室では、心理カウンセラーによる学生相談室を設置しており、担任等教員を介さずに学生は相談を行うことができる。コロナ禍の為、感染防止対策に配慮しての対面での相談やメール相談、リモート相談を実施するなど柔軟に対応している。保健管理室では、看護師 1～2 名が常駐している。健康相談全般や PCR 等検査場などの相談も受けている。配慮を必要とする学生には『授業中の着帽』、『日程の確認』、『予定変更時には資料の配付』等、教員間の理解を促している。

○キャリアセンター

就職に関して、求人票や過去の面接資料の閲覧し、就職活動全般の応募書類の書き方、面接の留意点、小論文の書き方、内定時の対応等を支援するとともに、大学院等への進学相談など、就職・進学に関する相談を行っている。また、臨床実習施設に関する病院の情報や、過去に実習を行った学生からの施設情報等について閲覧できるようにしている。

○入学生ガイダンス

入学生を対象に、大学生活での支援を教務委員会、学生委員会、図書委員会、担当専任教員

等が中心となり実施している。大学での学修や学生生活が円滑に進められるように、履修登録、図書館利用方法、各種書類の受け取り方法などを指導している。また、看護学科、リハビリテーション学科の学生を一堂に集め、ワールドカフェを開催している。これは学科間の隔たりなく交流させて、両学科教員、職員も参加し、仲間づくりの支援や大学構内の案内などを行い、少しでも大学生生活に慣れてもらうように企画されている。

○入学時の学生間交流「WaiWai カフェ」

新入生全員を対象として、学科を越えた学生間交流を目的としたワークショップを 4 月に実施している。2022 年度の担当スタッフは、リハビリテーション学科准教授 2 名、講師 4 名、助教 4 名、看護学科准教授 2 名、講師 2 名、助教 4 名であった。

○在校生ガイダンス

在校生を対象に、前期開始前と後期開始前に教務委員会、学生委員会、担当専任教員等が中心となり、今後予定される履修内容や実習、国家試験などについて、各学年単位で指導を行っている。

○FD 意見箱の設置

「授業をよくするための意見箱」として、学生が履修している授業について自由な意見を述べるができる環境を用意している。2020 年度まではボックスを設置していたが、2021 年度からはインターネット上に意見箱を設置して、学内掲示版及び学生便覧(キャンパスガイド)に URL を掲載し、いつでも利用できるようにしている。投函された意見については FD 委員会が主導となり科目担当者に提示され、授業の改善策を学生に掲示するようにしている。投函された意見は、2021 年度は 82 件、2022 年度は 5 件(1 月 28 日現在)であった。

○学生と教職員の授業を良くする懇談会の開催

FD 委員会が主体となり、教職員と学生が懇談会を実施し、双方の意見を出し合いながらより良い授業にするための機会を設けている。2020 年度と 2021 年度は感染症対策のために中止したが、2022 年度は 3 月 6 日に実施し、学生 15 名、教職員 34 名が参加して有意義な意見交換ができた。

○「協同学修ルーム WITH」の運営

学生の主体的な学びの促進及び学力不振に対する学力向上支援を目的として運営している。これまでこうした学力向上支援は、科目担当者や担任個人に委ねられていたが、それには限界があるとの教職員の意見を踏まえ、大学全体でもこうした支援をバックアップする仕組みとして、この部屋を整備した。平日の 13 時から 16 時 10 分(学生の要望があれば延長もしている)まで、アカデミック・アドバイザーとして教員が在室し支援をしている。2022 年度のアカデミック・アドバイザーは、リハビリテーション学科 教授 3 名、准教授 1 名、講師 4 名、助教 3 名、看護学科 准教授 1 名、助教 1 名であった。学生には、アカデミック・アドバイザーの待機日程表や、協同学修ルーム便りを発行し、学内掲示版および web 上で周知している。また、学修方法に関するミニ講座を実施するなどもしている。(参加学生延べ人数 10 月 52 人、11 月 32 人、12 月 26 人、1 月 28 人)

○学内情報ネットワークシステム(TINS)の導入

学生や教職員への連絡や履修、成績管理等で使用している。またコロナ禍においては、遠隔授業支援ツールとして使用している。本システムについての説明は「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」に掲載している。

○図書館ガイダンス

図書館では、「学びの技法」の講義の時間内に、学生が学修する上で必要となる資料検索の仕方や、図書館の使い方のガイダンスを行っている。①図書館ガイダンス(概要)と②図書館ガイダンス(資料の探し方編)の動画をそれぞれ作成し、大学の公式 YOUTUBE に掲載している。これらを通してレポートや卒業論文執筆の際に必要な文献を学生が検索・取得できるよう、支援を行っている。

また、各学科・専攻においても、以下の通りの学修支援を行っている。

リハビリテーション学科理学療法学専攻

1 年次の「大学導入論」を導入教育科目と位置付けている。病院・介護施設の見学(動画閲覧)を通して、専門職の人物像を理解し、自分の将来像を明確にするとともに、生涯学習の必要を認識し、学習活動への円滑な導入と動機付けを図っている。

1 年次から 4 年次までクラス担任 10 名および学年担当 4 名を配置し、定期的なホームルームと個人面談により学生の生活面および学修面をサポートしている。この 14 名の教員を専攻長がとりまとめ、教員のみならず職員との間でも情報を共有し、対応に齟齬が生じないように配慮している。

国家試験への対応はクラス担任が中心となり、専攻教員全員でセミナーを行っている。数回の模擬試験の結果を分析しながら、教室を開放してのグループ学修、習熟度に応じた指導(個別指導を含む)を行っている。

実習開始前に「実習の手引き」を用いて、実習の目的と意義、提出課題、注意事項等について指導している。実習施設の指導者を招いての「臨床実習打ち合わせ会議」を開催し、指導者に実習の内容を理解してもらうと同時に、指導者と学生が面談する機会を設けている。臨床実習打ち合わせ会議」の会場や実習中の宿舍および通学定期券の手続きは職員が支援している。

リハビリテーション学科作業療法学専攻

作業療法専攻においては、入学から卒業までの修学支援体制を整備し、組織的に取り組んでいる。専任教員による学年担任制度を軸に 1-2 年生を対象にした少人数制の導入ゼミを実施している。担任教員は、定期的にホームルームや個別/グループ面接を実施し、学生とのコミュニケーションをはかり、適宜支援できるような体制をとっている。学年担当よりの情報は、週 1 回会議を実施し、専攻全体で共有して専攻全体で支援できるようにしている。

導入ゼミでは、担当教員による学修相談や支援、作業療法に関する興味を広げるために将来像を話し合ったり、施設を見学するなど実施している。3-4 年生でもゼミ活動は行われ、学生の興味関心に基づき、ゼミが再配置され、そこでは卒業研究が中心となるが、実習の準備や国家試験に向けての支援も行っている。

看護学科

入学生ガイダンスの他、各学年共に前期、後期に教務委員会が中心となり、学生委員会、事務局担当課職員等からガイダンスを実施し、履修上の注意について、学生が理解しやすいように説明を工夫している。

履修登録、出欠席管理、レポート提出、連絡事項など TINS を活用しているため、手続き方法が科目によって異なることなく、同一であるため学生が戸惑わず実施できている。

入学時に「スタディスキルセミナー」を実施し、高校生時代の学習とは異なる大学での学習方法に戸惑わないよう学修方法が身につけられるようにしている。

また国家試験受験願書の作成など国家試験対策委員の教員並びに事務局担当課職員が一括申請手続きを実施している。

なお、本学は学部のみの小規模大学で大学院を設けていないため、TA 制度は設けていない。また、SA 制度も設けていないが、例えば、リハビリテーション学科理学療法学専攻では、在学年次が多い者が後輩と実技練習をしたり、相談にのるなどの機会を HR などで設けている。

その他の学修支援に関することについて

リハビリテーション学科理学療法学専攻

配慮を必要とする学生から申し出があった場合、担任、専攻長、教務委員長、保健管理室、学生相談室などが適時連携して面談を行い、対応している。また、学生支援センターを立ち上げ、学修支援の充実を図っている。

学外実習では、学生本人の同意を得た上で実習指導者と情報共有し、連携して対応を行っている。

科目責任者のオフィスアワーをシラバスに記載し、適時相談を受け付けている。その他 e-mail、内線電話等で学生から連絡を取れる体制を整えている。

他学年のクラスとの合同ホームルームにて実技練習を行い、学年間の交流を図り、下級生が上級生からの学修支援を受けやすい環境づくりを計画していたが、感染対策の為、中止した。

本専攻では担任制を設けており、学年を 2 つのクラス(1 クラス 45 名程度)に分け、各クラスを担当するクラス担任と、学年全体を担当する学年担任を配置している。担任は、週 1 回程度のホームルームを感染対策に留意しつつ、対面または遠隔にて実施し、講義内容の復習

などの修学支援を行っている。また、担任は、年 1 回以上の個人面談を対面または Google Meet などを用いて遠隔で行い、学生の修学面や生活面での相談にのるなどの支援を行っている。

学外実習科目では、理学療法学専攻の教員 15 名全員が学生の支援にあっており、教員 1 名につき 7~8 名の支援を担当している。

中途退学、休学及び在学期間延長(留年)の可能性のある学生に対しては、担任や専攻長が適時面談を実施し、修学状況についての確認やアドバイスをを行っている。また、半期ごとに三者面談を実施し、保護者と修学状況についての情報共有を行っている。休学者に対し、クラス担任から定期的な連絡をし、復学への相談、不安の解消などを行っている。

在学期間延長生に対しては、担任が再履修科目数や履修可能な科目、聴講可能な科目などを確認し、修学のアドバイスをを行っている。

リハビリテーション学科作業療法学専攻

配慮の必要な学生については、入学前より個別に相談を行い、必要な支援について把握し、サポートする体制を作るようにしている。実習に際しても、支援が必要な学生については、個別に相談を行い、合理的配慮ができるようにしている。

オフィスアワーは、シラバスに明示して、学生の質問・相談に応じている。また、メールでの相談も適宜実施している。

導入ゼミにおいて、学生同士が共に学び合える機会を提供している。教授し合う中での学びを深める機会となっている。

中途退学、休学及び在学期間延長については、担任が適宜相談し、専攻会議に諮った上で対応をしている。学籍異動の理由や原因については、専攻内で共有している。中途退学や在学期間延長の改善に向けた対応を適時行えるよう定期的に会議を実施している。

その他に新年度オリエンテーションを実施して、新年次の修学に関する情報の提供や留意点の周知に勤めている。特に 1 年生のオリエンテーションは、時間をかけて実施している。

看護学科

履修上、特別な支援を要とする学生等について、サポートアドバイザー、学年担当学生委員、学生委員長、教務委員長、保健管理室、学生相談室などが適時連携して面談を行っている。また教員間でも情報を共有し、統一した対応を行っている。

オフィスアワーについては、全教員がシラバスに示し学生に周知している。さらに、看護学科では開設時から、1 年次から 3 年次まで 4~5 名のサポートアドバイザー及び各学年を担当している学生委員がおり、生活指導並びに履修指導を実施している。特に生活指導を担当しているサポートアドバイザーは、年に2~3回程度、個別面談(対面またはオンライン)を行い、生活態度の確認、友人関係など細やかなアドバイスをを行っている。

看護学の臨地実習ではどの領域も大凡 5 人に 1 名の教員が指導にあっている。教員

は臨地で学生が戸惑わないよう臨地実習指導者との連携を図っている。

学内での事故や病気の際は、サポートアドバイザーの他、学生委員、看護学科長、必要時は両親とも連絡をとり、適切な対応を行っている。また、各科目の成績不良者に対してはサポートアドバイザー、学年担当学生委員、学生委員長または学科長と共に、学生及び両親と個別面談を行っている。特に成績不良学生に対しては、学修意欲の低下、中途退学、休学などを招かないよう配慮している。在学期間延長生についても教員間で密に連携をとり、細やかな指導を心がけている。

また、学生支援センター内に相談室を設け、臨床心理士・公認心理士によるカウンセリングを行っている。さらに保健管理室があり、校医の他 2 名の看護師が常駐しており、健康診断、健康管理、新型コロナウイルス感染症の把握や注意喚起、抗体検査、ワクチン接種状況の把握、証明書の発行など実施し、臨床実習での学修を支援している。

キャリア支援

本学におけるキャリア支援は、看護学科、リハビリテーション学科で養成職種が異なるため、1)それぞれの職種ごとの取り組みと、2)両学科に共通した支援のための仕組みを設けて支援している。

○それぞれの職種ごとの取り組み

看護師の求人は、現場(医療機関等)が翌年の卒業生を見込んで前年の 10～11 月がピークで求人票が送られてきているのが実情である。実質的な学生の就職活動は、4 年生の 4 月頃から本格化し始めることとなる。そのため、看護学科では、3 年生の 10 月～11 月頃に就職支援講座・病院選び講座を看護学科のキャリア支援委員が開催している。

理学療法士・作業療法士の求人は、その年の 4 年生を対象とした求人票の多くが 2～3 月をピークに 10 月ころまでに送られてくる。就職活動は最終学年の夏ころから行われる場合がほとんどである。この背景には、理学療法士・作業療法士の伝統的な教育システムがある。多くの養成校では、最終学年のインターン実習が 4 月から 16 週間(本学 PT では 12 週)にわたって 7 月末まで行われる。このため、就職活動は自身のインターン実習の経験を踏まえて 8 月から行われることが多い。

○両学科に共通した支援

キャリアセンターが中心に実際の取り組みを進めている。具体的には、就職相談、履歴書の添削、エントリーシートの書き方指導、模擬面接(対象者数:看護 64 名、リハ 43 名(在校生 42 名、卒業生 1 名)2 月 13 日現在)を学生の希望に応じて 1～数回おこなっている。

求人情報はキャリアセンターで自由に閲覧できるが、コロナ感染症対策として密集を避ける

ために求人のある施設一覧を昨年度より TINS に載せて定期的に配信して、学生の就職活動に役立ててもらっている。また、リハビリテーション学科に関しては、就職先の求人窓口となり、必要に応じて専攻教員を交えた就職先との情報交換を行い、資料だけではない就職・施設状況の把握や関係づくりにも寄与している。

リハビリテーション学科理学療法学専攻

第 1 学年前期必修科目の「大学導入論」にて、入学早期段階から病院・介護施設の見学(動画閲覧)を行い、自身の将来像を明確にできるようにしている。第 2～4 学年では、学年ごとに臨床実習を実施して、実際に臨床で働く場所を経験、実践し将来像を明確化している。第 4 学年では担任教員とは別に就職したい病院や施設の窓口となる教員または自分がアドバイスを受けた教員の誰にでも相談し助言、指導を受けることができる。国家試験対策においても同様の支援を行っている。

リハビリテーション学科作業療法学専攻

第 1 学年前期必修科目の「大学導入論」にて、入学早期段階から病院・介護施設の見学(動画閲覧)を行い、自身の将来像を明確にできるようにしている。作業療法の職域には大別して身体障がい領域、精神障がい領域などがあり迷うことも多い。第 2～4 学年の臨床実習を通して、自身の進む方向性を明確化するとともに、各担任が相談に乗っている。特に第 4 学年の担任はキャリアセンターの支援と並行してエントリーシートのアドバイス、模擬面接なども行って支援している。

看護学科

教育課程内 1 年次「セルフディベロップメント」、2 年次「キャリアディベロップメントⅠ」、3 年次「キャリアディベロップメントⅡ」、4 年次「キャリアマネジメント論」の科目を置き、学生が専門職を自覚し、発展できるようにしている。

また、1-2 年次は、リハビリテーション学科との共修科目を、3 年次からは「チーム医療論」「医療チーム内のマネジメント」の科目を置き、多職種連携の必要性、多職種連携における看護の機能と役割を理解し、実践できるようにしている。

「就職・進学ガイド」の冊子を学生に配布し、キャリア支援委員によるガイダンスを行っている。キャリアセンター職員と看護学科のキャリア支援委員が協力して、大学院や保健師課程、助産師課程の専攻科などへの進学指導、相談を実施している。

学生サービス

学生生活安定のための支援

○「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」の配布

全学生に配布していた CAMPUS GUIDE(学生便覧)をホームページ上に掲載することにより、学生サービスの追加や変更があった場合に、ホームページに最新情報を掲載し、全学生に情報提供できるようにした。新入生には、今まで同様冊子を配布している。

○学生サービスのための組織

学生サービス全般及び福利厚生のための組織として、学生部長を委員長とする学生委員会を設置している。毎月定例会議を開き、学生指導に関すること、福利厚生などの学生生活の充実、奨学金、学生表彰、学生の課外活動支援など多岐にわたる内容を報告・確認し、審議を行っている。その内容は掲示板や TINS で教職員に通知している。

事務組織として事務局学生生活支援課では、学生委員会業務の補助、各種証明書の発行、奨学金、学生保険など、学生生活のあらゆる分野を支援している。なお、各種証明書の発行に関しては、証明書発行機を導入したことにより、学生生活支援課窓口が閉まった後も証明書を発行できるようになり、学生サービスを充実させることができた。

○学生組織への支援

不定期ではあるが、学生委員会の教職員が学友会執行部との間で「学生協議会」を引き続き実施して、学友会活動への助言・サポートを行っている。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学友会が主催する行事がすべて中止となってしまったため、今後の学友会活動の再開の見通しや会費の使用方法についても話し合いを行った。

また、法人本部に設置された同窓会設置準備室と学生生活支援課が同窓会の設置に向けて準備を進めて、令和 4 年 4 月 10 日に第一回総会を開催し、会則や役員決定等決議された。

○経済的支援

日本学生支援機構による奨学金制度、地方自治体の奨学金制度及び医療機関による奨学生制度などの情報を提供し、個別相談と申請手続きなどを支援している。

また、経済的に困窮している学生を対象に学費の半額を限度に貸与する本学独自の奨学金制度や 4 年間で卒業に必要な単位を修得できなかった学生に対して給付金を支給して学業の継続を可能とし、将来、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とした制度も引き続き実施した。これらの学生に対する奨学金制度の周知は、年度初めのガイダンス時に学生全員を対象にして行っている。

○健康管理

学生の心身の健康管理については、保健管理室及び学生相談室が中心となって対応している。

保健管理室には、医師である専任教員の室長と看護師が常駐している。毎年 4 月のガイダンス時に健康診断を行い、すべての学生を対象に外部委託の健康診断を実施している。健康上、問題があるとされた学生には保健管理室での指導を行っている。

メンタルヘルスについては学生相談室において、常勤の心理カウンセラー(臨床心理士・公

認心理士)が対応を行っている。学生には CAMPUS GUIDE(学生便覧)、大学案内及び年度初めのガイダンスで周知している。相談の申し込みについては学生がアクセスしやすいように電子メールでも問い合わせができるようにするとともに、相談内容などについては秘密厳守されるように配慮している。

(保健管理室の利用状況： 学生 5,136 人、教職員 1,696 人 2022.4~2023.1)

(学生相談室の利用状況： 相談件数 52 件、相談回数 377 回 2022.4~2023.2.6)

○学生表彰

人物に優れ、学業成績が優秀である学生や、課外活動などで本学の発展に貢献した学生を表彰する下記の制度を設けている。

・学長賞：卒業予定者の中から、在学期間を通じて学業成績が特に優秀で人物に優れた、リハビリテーション学科理学療法学専攻、リハビリテーション学科作業療法学専攻、看護学科から各 1 人に授与される。

・多摩賞は、1 学年から 3 学年の各学年終了時に、学業成績が優秀で人物に優れた学生に、リハビリテーション学科理学療法学専攻と看護学科は各学年 2 人、リハビリテーション学科作業療法学専攻は各学年 1 人の学生に授与される。

・椎の木賞は、課外活動やボランティア活動などで優れた実績を修めた学生又は団体に授与されるが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、対象者・対象団体なしとなった。

学修環境の整備

本学は東京都多摩市落合 4 丁目 11 番において、保健医療分野の多様化に対応できる人材育成の必要性と地域社会における知の拠点として貢献することを期待され、平成 24(2012)年度 4 月に開学した。多摩市との「事業用定期借地権による土地貸付契約」により、本学は校地等 23,347 m² を借用期間平成 21(2009)年4月から 30 年間として多摩市から借用した。そのうち校舎・講義室・体育施設の敷地として 13,578 m² を使用し、屋外運動場用地として 5,880 m² を、その他(花壇や学生の利用が多い駐輪場など)として 3,889 m² を使用している。

校舎(建物)は南棟、北棟、西棟及び中央棟の4棟、体育館並びに陶芸小屋があり、全体の校舎面積は 12,539 m² である。

校舎の 4 棟(南棟、北棟、西棟、中央棟)には、講義室・演習室(全面積：2,318 m²)、実験室・実習室(2,089 m²)、教員研究室(1,248 m²)、図書館(436 m²)及び管理関係・その他(5,368 m²)として用途別に使用されている。いずれも大学設置基準を満たしている。付属施設は体育館(784.25 m²)とその他(14.4 m²)である。

建物の用途別の概要について、南棟には、大学管理に関する主要部の事務室(総務課)、学

長室、学部長室、教員研究室、入試センター、キャリアセンター、保健管理室、談話室、学生相談室などを配置し、中央棟には学生との窓口となる事務室(学生生活支援課と学修支援課)、メディアラウンジ、図書館、食堂などを配置している。北棟には、学生自習室、実習室、研究室、実験動物施設などを配置し、西棟には、講義室、実習室、演習室、学生自習室及び教員研究室などを配置している。

校舎建物の耐震性について、平成 24(2012)年度開学した本学の建物は、西棟と中央棟は竣工年が平成 22(2010)年であり、耐震基準は新耐震基準の昭和 56(1981)年以降の建築基準法に基づく新耐震基準に適合した設計となっている。この2棟の地震力算定の係数である標準せん断力係数は 0.25 である。北棟、南棟及び体育館は旧校舎を有効に活用するため平成 22(2010)年 11 月に改修して使用している。北棟と南棟の2棟は竣工年が昭和 54(1979)年及び昭和 57(1982)年であり、耐震基準は昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準である。また、体育館の竣工年は昭和 54(1979)年であり、耐震基準は昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準である。これら3棟については、西棟と中央棟の建設実施会社が耐震性の診断を行ない、当時の計画図が不明なため標準せん断力係数の正確な数値は不明であるが、昭和 54(1979)年以降に確認申請がされているので、当時の規定により 0.2 以上であると推測できるので耐震による倒壊の危険性はない、と判断された。平成 28(2016)年 2 月に増築された西棟の耐震性についても基準に基づいて建築されている。したがって、既存の建物を含め全建物の耐震性の安全性は十分保たれている。

また、東京都都市整備局の地震に関する地域危険度測定調査による地域危険度一覧表の多摩市において、本学のある多摩市落合4丁目は、建物倒壊危険度が全 5,133 町丁目中の 4,969 位、火災危険度が 4,897 位、総合危険度が 4,951 位 となっており、地域における地震に関する危険性について、建物の倒壊及び火災について危険度がとても低いことが示されている。

なお、新型コロナウイルス感染症等対策として、令和 4 年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))の採択を受けて空気調和設備を食堂及び図書館に換気設備を増設できた。

建物概要

名称	地 上 (階数)	主要施設
南棟	4	入試センター、キャリアセンター、保健管理室、談話室、学生相談室、売店、カフェ、地域交流室、教員研究室、学長室、副学長室、学部長室、会議室、事務室、非常勤講師室、印刷室、演習室、講義室
中央棟	3	学生ホール、メディアラウンジ、書庫、事務室、図書館、食堂
北棟	3	実習室、実験動物施設、研究室、学生自習室、学生ロッカースペー

		ス
西棟(既存部)	3	実習室、更衣室、PC 教室、講義室
西棟(増築部)	4	講義室、大講義室、学生自習室、演習室、実習室、学生ロッカースペース、副学長室、教員研究室、非常勤講師室、給湯サロン、共同研究室

教員研究室は南棟2～4階と西棟(増築部)4階に配置されている。両棟ともリハビリテーション学科教員と看護学科教員が共同で使用し、学科内だけでなく学科間の教員間の連携が取り易いように配置されている。南棟2～4階の研究室の面積は 20～30 m² であり、学長室、副学長室、学部長室の他に、教授、准教授及び講師に個室が用意され、助教は 2 人で1室(20 m²)を使用している。西棟(増築部)4階の教員研究室の面積は 21～35 m² であり、教授、准教授、講師に個室が用意され、助教は1部屋(32～35 m²)を4人で使用している。

講義室、演習室、実習室は、南棟、北棟、西棟に分散して配置している。最も大きな大講義室(面積 209 m²)を 1 室、講義室(面積 60～167 m²)を 19 室、演習室(面積 30～35 m²)を 15 室配置し、授業で使用している。学生自習室を北棟に 1 室(面積 140m²)と西棟(増築部)に 1 室(面積 132 m²)を配置し、机、椅子、テーブルなどを設置して学生が学修や食事などで自由に使用できる部屋としている。

保健管理室と学生相談室を用意しており、日常の学生生活が充実するように、学生の健康管理に注意し、心身のサポートをしている。学生は自由に相談し使用できる。

保健管理室、学生相談室の開室状況

施設名	開室日	利用できる時間
保健管理室	月曜日～金曜日土曜日	8:50～17:30 メールでの予約・受付、来室相談を受けている
学生相談室 カウンセラーによる相談	月曜日、水曜日～金曜日	9:00～17:00 メールでの予約・受付、来室相談を受けている

入試センターは入学試験に関連する業務及び本学への受験希望者への対応などの業務を行っている。

キャリアセンターは在学生へ臨床実習・臨地実習の支援や就職先等の情報を提供している。また、卒業生のうち進学希望者には進学先の情報などを提供している。

その他の施設として、体育館(面積 784.25 m²)、陶芸小屋(14.4m²)がある。体育館及び屋外運動場は授業で使用するとともに、学生の運動部やサークルなどの活動で利用している。陶芸小屋は作業療法学専攻の授業で活用している。

PC 教室(情報処理教室)を設け、48 台のデスクトップ型パーソナルコンピューターを設置している。授業時間外で学生が必要な時には解放している。さらに、西棟(増築部)では学生貸し出し用としてノート型パーソナルコンピューターを 150 台用意している。無線 LAN 環境を学内すべてのエリアで整備し、無線 LAN 接続でインターネット利用ができるので、必要な授業や会議等において使用している。

学生が常時自由に使用できるパーソナルコンピューターとして、メディアラウンジに 18 台のデスクトップ型パーソナルコンピューターを設置している。メディアラウンジは、平日及び休日の本学の開校時間には学生は自由に使用できるようにしている。メディアラウンジ内にはコピー機2台を設置し、メディアラウンジ内のパーソナルコンピューターと接続している。学生はコンピューターからの印刷や各自の資料のコピーに使用している。各講義室には情報コンセント(有線 LAN アクセス口と電源コンセント)が設置されている。中央棟図書館と西棟(増築部)では、有線 LAN アクセス口と電源コンセントに加えて無線 LAN を利用することができ、西棟増築部ではノート型パーソナルコンピューターを用いて授業を行なうことができる。

図書館は 436.36 m² の面積を使用し、中央棟 2 階には 361.88 m² の面積に書架と閲覧座席数 100 席を設けている。中央棟1階にメディアラウンジ 30.8 m²と書庫 43.68 m² を配置している。

図書館内とメディアラウンジのパーソナルコンピューター(計 18 台)から図書館蔵書検索システム(OPAC)の利用、オンラインデータベース(メディカルオンライン、医中誌 Web、最新看護索引 Web、医書 JP、CINAHL)を利用できる。OPAC、メディカルオンライン、医中誌 Web については、学外からのアクセスも可能であり、臨床実習先や自宅での学修の際に利用することができる。また、館内には図書館所蔵の視聴覚資料を鑑賞できる専用端末を1台設けている。

学生は図書館への申し込みによって、国立情報学研究所が運営する図書館間相互貸借(Inter-Library Loan: ILL)システムのサービス(○1 来館利用、○2 図書の現物貸借、○3 文献複写サービス)を利用できる。

図書館所蔵資料については、令和 4 年(2022)年度(2022/5/1 現在)において、図書は 20,749 冊であり、そのうち日本語の図書は 18,126 冊、外国語の図書は 2,623 冊である。

視聴覚資料は 569 タイトルを所蔵している。雑誌(紙媒体)は 75 種類を所蔵し、電子ジャーナルは 188 種類であり、内訳は 日本語のものが 112 種類、外国語のものは 76 種類である。さらに、令和 4(2022)年 11 月より、メディカルオンラインイーブックスライブラリー(電子書籍購読プラン)の利用を開始し、学内外から医学系図書約 5000 タイトルの閲覧が可能となっている。年度毎の図書などの追加購入については、授業科目の関連図書のほか教育・研究

上必要な資料を各学科専攻の教員が選書し、図書委員会で取りまとめ、購入している。学生からも購入希望図書の受付けを行ない、選書に反映している。

図書館の開館時間については、通常期間には月曜日から金曜日までは9時から 21 時まで開館し、土曜日は9時から 19 時まで開館している。4月から9月までは期間を限定して、月曜日から土曜日までの通常期間の開館時間に加え、日曜日に9時から 17 時まで開館している。4月から9月までの期間は、学生が学外実習を行っており、通常の開館時間では図書館利用が難しいことから、日曜日開館により、学生の学修の便宜を図っている。

なお、令和 4 年月日現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大と防止のため、月曜日～金曜日は 9:30-17:00 までの短縮開館とし、土曜日・日曜日は休館としている。図書館利用にあたってはマスクの着用、入り口での消毒・記名、学修席は座席番号を設け、座席指定制(90 分間)とし、感染予防対策をした上での利用をお願いしている。

図書館運営については、司書資格を有する職員を常時1名以上配置し、利用者へのサービス向上を図っている。

図書館の開館日と開館時間

通常期間	月曜日～金曜日	9:00～21:00
	土曜日	9:00～19:00
期間限定 (4 月から 9 月末日のみ)	月曜日～金曜日	9:00～21:00
	土曜日	9:00～19:00
	日曜日	9:00～17:00
春季・夏季・冬季休業期間	開館時間の変更があり、掲示にて通知する	

保健医療学部リハビリテーション学科が養成している理学療法士と作業療法士の専門職種の学校養成施設指定規則に定められている施設設備を有している。また、平成 28(2016)年4月に新設された看護学科の施設設備も指定規則に基づいて整備している。全建物へのエレベーターの設置、建物内の階段やトイレなどに手摺りを設置している。各建物に設置されたトイレには車椅子利用者が使用できる広いスペースの個室を設けている。建物入口にはスロープを設けるなど車椅子の利用も出来るようにしており、学生も来校者も利用しやすい環境に配慮している。

ほとんどの部分において段差の解消をしており、引き続きバリアフリー化に努めていく。すべての障がい者が対象となる「障がい者のための国際シンボルマーク」を付けた専用の駐車スペースを設置している。

施設設備は事務局総務課が管理を行い、教員と連携しながら維持、改善に努めている。消防設備・電気設備・給排水衛生設備の保守・点検業務及びエレベーター設備等の専門性が要求される業務は、職員及び管理員が目視確認を行なうと共に外部の専門業者に委託することにより、確実な保守管理を徹底し、教育研究活動を安全かつ円滑に行える環境の保持に努めてい

る。廃棄物処理についても一般廃棄物と医療廃棄物を分け、医療廃棄物は外部の専門業者に委託することにより、確実な処理と安全性を確保している。警備は管理員を常駐させて巡回を行なうとともに警備会社に委託した警備を行ない、非常時の対応が出来る体制をとっている。

また、蛍光灯が生産終了となる時期に校舎や体育館、外灯を LED に変更したことで、省エネにもつながった。

校地・校舎はともに設置基準で求められている面積を満たしていると判断できる。学内の施設などについては、図書館をはじめとする共通施設などについて、さらなる拡充を求める声がある。学生や教職員の要望を聞きながら、優先順位をつけて改善を図る必要がある。

シラバスで指定されているテキスト・参考書は年度ごとに更新をし、複数冊を所蔵している。また、研究教育面に役立つと考えられる学術定期刊行物や電子ジャーナルの閲覧契約があること、図書館間相互貸借システムが利用できることから、図書館の内容は研究教育面に十分活用できている。さらに令和 4 年 11 月からは電子書籍(メディカルオンラインイーブックスライブラリー)を導入し、利用者サービスの強化を図った。

リハビリテーション学科

リハビリテーション学科では、クラス内を A 組, B 組に分け, 大学入学時に受講する必須科目の大学導入論は理学療法学専攻と作業療法学専攻の1年生を 2 群に分けて授業を行なう。教養科目については、選択科目は選択した学生数(履修者数)を1クラスとして授業を行なう。必須の教養科目及び専門基礎科目については、2つのクラス分けは、A 組:50 人(作業療法学専攻学生数 10 人:理学療法学専攻学生数 40 人、B 組:53 人(作業療法学専攻学生数 11 人:理学療法学専攻学生数 42 人)とし、適切な指導ができるよう配慮している。

教養科目や専門基礎科目においては入学時より作業療法学専攻と理学療法学専攻の学生と一緒に学ぶ機会をもっている。リハビリテーション医療において連携し協働する立場にあることを互いに理解し、将来のチーム医療に必要なコミュニケーション能力を高める場になることを目指している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の見地から今年度は一つの教室に多くの学生が滞留して密になることを避けている。作業療法学専攻では、対面講義の際は、教室の占有率が 30%以上とにならないように配慮して実施している。また、演習の際は、器具の関係から占有率が 60%程度になる講義があるが、その場合も換気をした上で、密にならないような座席となるようにしている。

今後、感染拡大の状況に応じて、科目やクラス数の変更に対応できるよう授業スケジュールに関するプロジェクトチームと連携して実施していく。

看護学科

演習科目については、1 クラス 40 名で行っている。看護技術演習用ベッド数、補助教材

も十分な設備を備えている。また新型コロナウイルス感染症対策においても、収容可能人数の半数に減らして授業を行い、CO2 濃度の測定を行い、随時換気を行うとともに、アルコール消毒の他、演習時などはフェイスシールドの着用を義務づけている。

学生の意見・要望への対応

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する仕組みとして「授業をより良くするアンケート」「授業と学修支援に関する意見箱」「学生と教職員の授業を良くする懇談会」を整備している。

「授業をより良くするアンケート」は、非常勤講師が担当する科目を含めて、臨床実習に関する科目を除く全ての授業を対象に各授業終了時に実施している。また「授業と学修支援に関する意見箱」は、日ごろの授業の中で改善して欲しいと思うことの他に、とても良かった・やりやすかったと思うことなど、前向きな意見も含めて、授業と学修支援(環境)に関する意見を常時募っている。何れもグーグルサービス(Web サービス)を活用しており、寄せられた意見には、科目担当の教員がどのようにその意見を学修支援に活かすかについてコメントし、これらのコメントを掲示することで全学生に通知している。従って、万が一、コメント通りの活用がなされていない場合は、学生からの再投稿に繋がる仕組みとなっている。

「学生と教職員の授業を良くする懇談会」は、学長、事務局長をはじめとする主な教職員(参加自体は全ての教職員に呼びかけている)と、学友会(学生自治組織)をはじめとする学生(参加自体は全ての学生に呼びかけている)とが対面で意見を交換するもので、大学は大学の学修支援に関する方針を伝える場として、学生は大学に対する要望を率直に伝える場として活用されている。ここで確認された課題は報告書として整理され教授会を通して全ての教職員に伝達される仕組みとなっている。尚、令和 2(2020)年度と令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症対策のためにやむを得ず中止したが、今年度は対面にて 3 月 6 日に実施し、学生 15 名、教職員 34 名が参加した。

学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するために、学内に「目安箱」を設置している。開箱は学友会執行部が行い、その内容は学生協議会を通じて学生委員会側に伝えられる。学生協議会では目安箱以外にもその都度、学生側から学生生活についての様々な要望が伝えられる。学生委員会はその内容について検討し、必要であれば他の委員会や関係部署に伝えて対応可能な案件から順次対策を講じている。

「授業と学修支援に関する意見箱」を継続活用することとなったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、登校頻度が減っているため、紙媒体ではなく、グーグルサービス(Web サービス)を使用した投書にし、学外からでも投稿できるようにした。投函された意見は、前述の通り、2021 年度は 82 件、2022 年度は 5 件(1 月 28 日現在)であった。

コロナ対策本部会議を設置し、遠隔授業プロジェクトチームや授業プロジェクトチームを当該

会議に設置して学びを止めないように努めてきた。このプロジェクトチームにおいて遠隔授業に関する学生アンケートを実施し、学生の受信環境等を把握して、私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金を活用し、令和 2 年度に学生貸与ノートパソコン 150 台を用意することができ、令和 3 年度も学生貸与を継続した。

こうした学生の意見を学修環境の整備に反映させた代表的な例は、前述の通り、ICT 環境について、校内無線 LAN を体育館を除く校内全域に整備し、学生及び教職員の要望に基づき Wi-Fi の電波範囲を強化するなどしており、教室においてはスライド投影時の死角をなくすためにプロジェクターの刷新、増設を行うなどしている。

教育課程について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定されており、単位認定基準等を適切に定めている。このディプロマ・ポリシーと一貫性を持たせたカリキュラム・ポリシーが策定されており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。また、履修登録単位数の上限を適切に設定し、単位制度の実質を保つための工夫をしている。これらは「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」やシラバス(ホームページ)等で周知されている。

また、FD 研修において教授方法等の改善を組織的に実施し、学修成果の点検・評価についてもアンケート調査等を実施して、改善にフィードバックしている。

以上のとおり自己評価し、以下にその内容を述べる。

単位認定、卒業認定、修了認定

保健医療学部及びリハビリテーション学科、看護学科の教育目的については、東京医療学院大学 学則第4条に以下のとおり定めている。

東京医療学院大学 学則 (抜粋)

(学部及び学科における教育研究上の目的)

第4条 保健医療学部は、個人の尊厳と平等の理念に基づいて教育研究を行い、多様化する保健医療の分野で社会の要請に応えることのできる知識や技術を有し、コミュニケーション能力に優れた質の高い人材の育成を目的とする。

2 リハビリテーション学科は、理学療法及び作業療法の分野の専門職として、幅広い教養と高い倫理観のもとに人への優しさ及び専門の知識と確かな技術を備え、常に、リハビリテーションに関する探究心を持ち、臨床の実践と研究を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 看護学科は、看護の専門職として幅広い教養と高い倫理観のもとに人への優しさ及び専門の知識と確かな技術を備え、常に、看護に関する探究心を持ち、臨床の実践と研究を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

本学では、教育目的の達成を踏まえた学部及び学科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーを策定しており、「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」及び web シラバスのカリキュラム表にて公開

し学生へ周知している。

現行のディプロマ・ポリシーではそれを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定しているとは言えないが、各科目のディプロマ・ポリシーの関連性についてはシラバスの各科目に記載している。

単位認定については、学則第 18 条に成績評価基準を「S(100 点から 90 点)、A(89 点から 80 点)、B(79 点から 70 点)、C(69 点から 60 点)、D(59 点以下)の 5 段階に区分し、D を不合格とする」旨定めており、学則第 14 条に単位数の計算を定めた上で第 19 条に単位授与について定めている。具体的には、各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、本学の定める基準により計算するものとしている。なお、学則第 14 条の 2 に「学修の成果を考慮して単位数を定める」ものとして、リハビリテーション学科では「卒業研究」2 単位、看護学科では、「看護の探究Ⅱ」～「看護の探究Ⅸ」が所謂卒業研究に該当し、これらのいずれか1科目を選択し、その学修の成果をもって 5 単位を認定している。

何れの科目においても、その科目の学修目標と学修評価の方法についてシラバスに明示するとともに、その科目を履修するための条件がある場合には、これについても先修条件として同様に明示している。

なお、1年間の履修登録上限単位数は、「履修に関する規程」において、リハビリテーション学科理学療法学専攻は 42 単位、同作業療法学専攻は 44 単位、看護学科は 43 単位(助産師課程選択者は 47 単位)と定めている。

また、他大学の既修得単位については、学則第 15 条により本学が教育研究上有益と認めるときは、他の大学又は外国の大学等との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている。

卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について、卒業するために必要な単位数は、1年間の履修登録上限単位数と併せて定めている。また、これを所定の単位として、学則 37 条で、「本学に 4 年以上在学して所定の課程を修了し、かつ、試験に合格して所定の単位を授与された者について、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認定する。」と定めている。

単位認定及び卒業認定についての基準は学則や履修に関する規程で明確に定められており、あらかじめ CAMPUS GUIDE(学生便覧)、シラバス及び新入生ガイダンスで周知している。また、履修にあたって条件が必要な科目については、先修条件が明確に示されている。さらに、卒業・修了判定とも厳格な手続きにて行われている。

教育課程及び教授方法

本学は保健医療学部、学科・専攻において、教育目的を踏まえて策定されたアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定めており、ホームページ、大学案内、学内掲示(TINS)等で公開・明示している。「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」並びに構内掲示の他、学生へのガイダンスの際にも周知している。さらに、オープンキャンパス、個別面談、進路相談会などで具体的に説明している。

全教員がカリキュラム・ポリシーに基づいて、シラバスに「授業概要」「DP との関連」「学修目標」「授業方法」「行っているアクティブ・ラーニング」「学修評価の基準と方法」「試験時期」「課題に対するフィードバック方法」「関連科目」「準備学修等の内容と分量」が共通書式で明記されている。このシラバスは各学科のオリエンテーションで学生に口頭で十分説明し、その内容が周知徹底されている。

「建学の精神」「教学の理念」に基づく「教育目的」を踏まえた ディプロマ・ポリシーを策定し、そのディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するために必要な資質・能力を修得するためのカリキュラム・ポリシーを策定することにより一貫性を持たせた。

科目の配置は厚生労働省の指定規則の分類に基づいて行われ、履修する科目の順次性及びそれらの関連性について、学生が理解できるように授業科目別履修単位一覧及びカリキュラムマップ(履修系統図)、ホームページで公開し周知している。

当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性が明確となるように、それぞれの科目のシラバスにディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するか明記している。

これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にすることで、学生に周知するとともに理解度の向上に寄与している。

カリキュラム・ポリシーに沿って、絶えず自己研鑽を続ける態度を身につけ、自覚を持って保健・医療・福祉を实践し、その発展にも寄与するために必要な基本的能力を身につけて卒業できるように、知識と概念、技能、態度を育成するカリキュラムを用意している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を明確にするために、履修モデル、履修系統図を作成し、大学の HP で公表している。履修系統図では、教養科目の位置付けと、専門基礎科目群と理学療法士としての専門科目群の位置付けをわかりやすく配置している。なお、各科目の詳細については、シラバスを作成している。

リハビリテーション学科において、「教養科目」は、専攻の枠を超えて共通に求められる専門職業人を育成するために、大学導入論、学びの技法、行動科学、ボランティア入門、英語(基礎・英会話)などを設置している。1 年の「大学導入論」にて早期から病院・介護施設の見学(動画

の閲覧)を行い、自身の将来像を明確にするとともに人と関わることの基礎力を鍛えている。

理学療法学専攻において、専門基礎科目は、専門科目へと繋がる基礎となる重要な科目であり、「人体の構造と機能」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの概念」の 3 つの科目群で構成している。

専門科目は、教育内容として「基礎理学療法」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法管理学」、「臨床実習」、「卒業研究」を配置している。基礎から応用へと段階的に学修を展開させるため、理学療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床及び地域社会で必要とされる理学療法に関する実践的な手法の習得達成を目指している。

臨床実習は、3 年の前期終了後に配置しており、基礎的な評価技術や疾病の理解を得た後に臨床実習に出ることで机上の学習を臨床実習で経験するようにしている。

シラバスに配当年次を記載し、現在の学修段階を容易に把握できるようにする。

作業療法学専攻においては、項目ごと各学年で達成すべき内容を設定し、それに該当する科目を整理した。また作業療法を学ぶ過程で重要な実習(見学・評価・総合)と学内での専門科目や教養科目がどのように繋がっているのかを明確にし、1 年生から 4 年生まで段階的に臨床能力を身に着けられるように体系づけた。

現行のカリキュラムにおいて、3 年次に臨床評価実習を精神科領域、身体障害領域の 2 回の実習と地域実習が組み込まれていることもあり、8 月～9 月の期間に実習を行っており、学生は夏季休暇が取れない状況となっている。そのため、2023 年度より、実習の時期の変更に向けた申請を進めている。

リハビリテーション学科理学療法学専攻・作業療法学専攻の両専攻ともに 2024 年度のカリキュラムの改変にむけ、検討委員会を立ち上げ、カリキュラムの見直しを進めた。6 回の会議を行い、リメディアル教育を含めた初年次教育の強化、専門基礎科目の前倒し、及び専任教員の関与、理学療法学専攻・作業療法学専攻の合同科目や選択科目の設定など進め、専門科目では、臨床実習の時期を含め学生の負担を軽減する設定を検討し、またゼミ活動を 1-4 年まで行うカリキュラム、演習科目を増やすことでの実践力強化など検討を進めている。

看護学科においては、2022 年の看護基礎教育課程の改定に伴って、履修系統図を作成し、それに基づき教育課程を体系的に編成した。

また「専門職者としての自覚とその発展(キャリア・デベロップメント)」については、1 年次から 4 年次まで徐々に専門職性について深めることができるよう科目を配置した。さらに多職種連携やマネジメント能力の育成については、1 年次から本学の特徴であるリハビリテーション学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻の学生と共同で学修できるよう共修科目を設け、それぞれの機能と役割を理解できるよう 3 年次で科目を設け、4 年次では実習で実践がで

きるよう科目を配置した。

両学科とも指定規則変更にて、「リハビリテーション学科、令和 2 年度 新カリキュラム」及び「看護学科令和 4 年度 新カリキュラム」では専門科目の修得単位が増加した都合上、教養科目の卒業要件単位数が減少したが、カリキュラムを作成する際、専門職としての必要度に応じ、教養科目を見直し、必修科目、選択科目に振り分け、適切に科目を配置しているとともに、教養科目の一部を廃止している。

新カリキュラム作成の際、リハビリテーション学科ではリハビリテーション学科教務分科会が中心となり、教務委員会、教授会、理事会の承認の元、文部科学省の承認を得ている。

また、看護学科は看護学科内にカリキュラム委員会を立ち上げ、そこで協議し、看護学科教務分科会、教務委員会、教授会、理事会を経て、文部科学省の承認を受けた。

教務委員会を定期的開催し、学生の出席状況や授業の進捗状況などを把握することで、出席状況の思わしくない学生への対応や授業内容の修正などが迅速に行われている。

両学科とも指定規則の変更や新カリキュラムへの変更により、専門科目の単位数が増加することにより、教養教育の単位数が減少し、一部の科目を専任教員が担当することになったが、授業数の多い情報系科目(情報処理、統計学)等、未だ非常勤講師の依存率が高く、効率のよい教養科目担当の教員配置など検討していく。

本学では、教育資質を向上し、教員教育開発の基盤整備を図ることを目的に FD 委員会が組織され、定期的に FD 研修会を実施しており、学生が主体的かつ能動的な学修を促進している。2021 年度と 2022 年度の FD 研修会では、昨年度末に策定されたアセスメント・ポリシーに則り、それぞれの授業を「基礎」「標準：国家試験合格レベル」「発展」として組み立て、成績もこれに準拠することについての意見交換を行った。2021 年度は感染症対策のために、インターネット上での意見交換としたが、2022 年度は対面にて行い(10 月 17 日～11 月 4 日)全ての教員の意見を FD 委員会でまとめ、まとめたものを全教員で閲覧することで、12 月末から 1 月上旬にかけてのシラバス作成につなげた。

シラバスに必要な予習復習時間を記載し、授業に対する準備性を高めている。

リハビリテーション学科では、専攻の異なる学生同士が互いに交流を深めチーム医療に有用な資質を涵養するよう一部の科目を混成して共に学ぶ工夫をしている。また看護学科では、リハビリテーション学科の教員を講師とする科目「キャリア・ディプロップメントⅠ」を配置している。

キャンパス全ての教室に AV 機器及び Wi-Fi を設置し、多様な形態の授業に対応できる教育効果の向上を図っている。また、メディアラウンジを設け、授業以外の時間も開放し学生の PC による予習・復習等の授業時間外学修に活用している。

COVID-19 の影響による感染対策の観点から、演習科目は対面授業を展開し、座学科目については遠隔授業を取り入れながらハイブリッド形式で行い、学びの場を保つよう心掛けて

いる。G Suite for Education を導入して、遠隔講義や指導を実施している。

遠隔授業では録画した授業の動画配信だけでなく、ライブ形式による双方向授業を導入し、遠隔授業においても学生間での意見交換や自宅学習中の生活リズムの乱れを防止するための取り組みを行っている。

学生の学修環境を整えることを任務として、遠隔プロジェクトチームと授業スケジュールに関するプロジェクトチームが組織され、学科専攻と連携して学修環境の調整に取り組んでいる。また、PC 等受信装置を準備できない学生に対しては、ノート PC の貸出を実施することで学生の学修環境を整備できた。(令和 4 年度 PC 貸与人数 90 人)

リハビリテーション学科

入学直後の 1 年次に「ボランティア入門」を配置し、早期からの臨床体験の獲得を目指している。また学外臨床実習を効率的に行うために、2 年次に見学体験実習、3 年次に評価実習、4 年次に総合実習と段階的にステップアップするよう進めている。また、1 年次の講義「大学導入論」においては施設見学(動画閲覧)を行なっている。

看護学科

看護学科では、入学直後に「スタディスキルセミナー」を設け、大学での学習方法、e-learning の受講方法、プレゼンテーションの仕方などについて学習に戸惑わないように工夫している。また、学生が主体的に、能動的に学修できるよう全ての科目についてアクティブ・ラーニングを導入している。アクティブ・ラーニングでは、ピアインストラクションやミニッツペーパー、Think Pair Share など活用し、学生が相互に対話的な学修ができるよう工夫を行っている。

学修成果の点検・評価

本学では、学部、学科・専攻において策定された3ポリシーを踏まえ、各科目における到達目標の設定をシラバスに明記している。そのため、学生は一つひとつの科目の単位修得がディプロマ・ポリシーのどの要素の学修成果となるのかをシラバスの「学位授与方針(DP)との関連」で認識できる。

また、本学では、学修成果を点検・評価することを目的として GPA(Grade Point Average)制度を導入している。2022 年 3 月に「学修成果アセスメント・ポリシー(学修成果の方針)」を策定した。これは、大学(機関)レベル、学部・学科・専攻(教育課程)レベル、科目レベルの 3 レベルそれぞれで、ディプロマ・ポリシーを評価基準の観点として、これらに到達するための科目群の GPA を尺度(学修成績による尺度)とするものと、入学時、在学時(2 年次末)、卒業に実施する「3 ポリシーに関する学生アンケート」の結果を尺度(学生の主観的な尺度)に

するものである。

この3ポリシーに関する学生アンケートは、学生の学修に対する意識の点検・評価として、入学から卒業までの間、学生一人一人の学修状況、学修効果ならびに専門職をめざす者としての意識等を経年的に調査していることから、その結果を、前述のとおり大学全体の教育改善に活用するとともに、個人の成績などと合わせて、個別の学修支援に役立てている。

さらに、こうしたアンケート結果のフィードバックについて、現在、web上で学生がいつでも確認できるシステムを模索中であり、このシステムを将来的にはディプロマ・サプリメントなどに活用することを検討している。

GPAを学修支援に役立てている他、奨学金や学年ごとの成績優秀者表彰(多摩賞)、卒業時の成績優秀者表彰(学長賞、多摩医師会長賞、公益社団法人日本理学療法士協会賞、一般社団法人日本作業療法士協会賞、精神科作業療法協会賞、全国リハビリテーション学校協会賞、日本私立看護系大学協会会長賞)の選考においても参考にしている。

学生の資格取得状況における成果の点検・評価として、本学では教育目標の一つである国家資格等の合格率を指標としている。看護学科では、看護師、助産師国家資格取得を目指している学生のため、国家資格取得状況と成績などを分析している。

また、学生の就職状況における成果の点検・評価として、就職率を指標としている。就職先の企業アンケートは、学修成果の中期的なアウトカムの評価となるため、キャリアセンターが担当となり実施する。現在実施に当たって、アウトカム指標、調査方法など検討を進めている。

本学では、FD委員会が中心となり、全科目において教員に対して学生からの「授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は授業担当者にフィードバックしている。また学生の授業評価時に同時に提出される意見や要望については、科目責任者やFD委員会が回答し、全学生が見ることができる場所に掲示している。このアンケート結果を各教員は授業の改善に反映させている。

また、授業に対する学生からの意見、相談を随時受け入れ、直接言いにくい場合を考慮し、インターネット上に回収ボックスを設置し、教員の回答を掲示板に張り出している。

2020年度以前には、学生の授業評価アンケート結果、学生から改善要求の多い教員に対しては、FD委員長並びに学科長と面談を行い、改善を促した例もある。

さらに、学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するために「目安箱」をカフェに設置している。開箱は学友会執行部が行い、その内容は学生協議会を通じて学生委員会側に伝えられる。学生協議会では目安箱以外にもその都度、学生側から学生生活についての様々な要望が伝えられる。学生委員会はその内容について検討し、必要であれば他の委員会や関係部署に伝えて対策を講じている。

教員、職員について

大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命、目的の達成に沿っており、学長が議長となって教授会並びに部局長会議を運営するなど、学長がリーダーシップを適切に発揮している。さらに、副学長、学長付き専任教員を置き、学長を補佐する体制を整えている。なお、委員会には、事務局職員も構成員として適切に配置し、教職協働に努めている。

教員の教育研究の質の向上、職員の資質、能力向上のため、FD 研修会及び SD 研修会を組織的に実施している。

研究支援については、快適な研究環境が整備、活用されており、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

以上のとおり自己評価し、以下にその内容を述べる。

教学マネジメントの機能性

東京医療学院大学学長選任規則第 2 条に「学長の候補者となることができる者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ大学運営に関し高い識見を有するとともに、大学における教育研究活動を適切、効果的に運営することができる能力を有する者とする。」と定めており、この規定は大学設置基準に沿ったものである。

また、学校教育法第 92 条に則り、東京医療学院大学組織規則第 8 条第 3 項で「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している。

本学の教授会は、学長及び専任の教授で構成されており、学長が招集し議長となると東京医療学院大学教授会規程に定めている。教授会の役割は、平成 27(2015)年 4 月 1 日付けで改正施行された学校教育法に則り、同規程第 5 条で「教授会は、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。」と規定するとともに、教育・研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を学長裁定として定めており、大学の意思決定組織及び権限と責任が明確になっている。

教授会は、8 月を除いて毎月開催しているが、入学試験の可否については臨時に教授会を開催して対応している。

また、中期目標・中期計画や新型コロナウイルス感染症対策など危機への対応等、教授会規程第 5 条の審議事項にはない大学運営に関わる事項を審議するため、部局長会議を新たに設置した。

各種委員会は、教授会規程で教務委員会や学生委員会、入学試験委員会等が設置されており、これら各種委員会の審議内容及び結果は教授会に報告されることになっている。なお、図書委員会、ハラスメント防止対策委員会、不正防止計画推進委員会は、教授会規程とは別の規

程に基づいて設置されている。

学生の懲戒処分は、大学学則第 43 条第 4 項の規定に基づいて定められた東京医療学院大学学生の懲戒処分に関する細則に則って行うこととしている。

学校教育法に則り、大学の意思決定組織及び権限と責任が規程等で明確に整備、運営されている。

学長は、教育・研究組織の最高責任者であるとともに、寄附行為第 6 条第 1 項に定める第 1 号理事である。したがって、経営(法人)及び教学(大学)両方の状況を把握して、的確に大学の校務をつかさどることができ、本学の建学の精神や教育理念などを踏まえた運営を図っている。また、東京医療学院大学組織規則で学部長、学科長及び専攻長は「学長の推薦に基づき、理事長が任命する。」と定めており、学長が業務執行における適切なリーダーシップを発揮できる環境が構築されている。

学長は議長として教授会を主宰するとともに、教授会の意見を聴いて教育・研究に関する最終的な意思決定を行っている。教授会の前には、副学長や学部長、事務局長を招集して、大学における重要事項や懸案事項を事前に検討するなど、教学の長として適切なリーダーシップを発揮し、その責務を果たしている。また、学長は部局長会議の議長として、大学運営会議に提案する中期目標・中期計画についての事項や危機への対応等について審議するとともに、大学における意思を決定している。

「知識基盤社会」の到来、ICT(Information and Communication Technology)の普及による急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化を踏まえ、国内外の大学と競い合っ地域再生・活性化に貢献する人材を育成し、高齢化に伴う社会からの高度な医療職への期待に応えるべく、イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していく。この目的のため、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制を整備する。

学長のリーダーシップの下で、主体的・自律的にガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能のさらなる充実を図る。地域社会と大学の積極的交流を一層充実する。

これまで状況の把握が部局ごとに分散していた①教育研究・経営・財務情報など大学の諸活動に関する情報収集・蓄積、②学生の学修成果など教育機能についての調査・分析、③大学経営の基礎となる情報の分析を統合する IR(Institutional Research)を実施する担当部局を創設し、学長補佐体制の強化を通じて学長のリーダーシップを確立する。IR に基づき客観的データによる説明を通じて、ぶれない改革を学長が責任を持って推進する。

法人は、学校法人常陽学園寄附行為第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人に優しく、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と規

定し、目的を達成するため学校法人常陽学園組織規則、学校法人常陽学園事務組織規則等を定め、法人の業務運営の適正化を図っている。

法人の代表である理事長の職務は、寄附行為により法人を代表しその業務を総理すると示しており、併せて理事、監事、評議員を置き、理事会及び評議員会を設置している。法人及び大学における管理者の職務権限については、学校法人常陽学園理事会の運営に関する規則において、理事会の決定事項と権限委任を明確にすることにより、業務の円滑な運営を図っている。また、学校法人常陽学園事務組織規則、学校法人常陽学園事務業務分掌規程により、組織機構を定め事務組織を明確にし、事務組織における各事務分掌を明確にすることにより、各課及び関係部門の責任権限を示している。

責任権限に定められた業務を執行するにあたっては、学校法人常陽学園決裁規則に則り、理事長・学長などの職務権限者の決裁を求めている。

本学は、諮問機関である教授会の審議を円滑に行うため、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会等の各委員会を設置しており、それぞれの規定に沿って運営している。各委員会には教員及び職員を配置しており、全学的な教学マネジメントに取り組んでいる。中核となる学生委員会と教務委員会には、それぞれ学生部長と教務部長を置き、さらに学生担当副学長(学生部長を兼務)を委員長に指名し、学長を補佐する体制を敷いている。教学マネジメントを実践するため、入試センター、キャリアセンター、学生支援センターを設置しており、教職協働体制で業務を遂行している。

また、教学に関する事項を審議する教授会とは別に、大学運営会議に提案する中期目標・中期計画についての事項や危機への対応等について審議する部局長会議を設置し、全学のあらゆる事項に関して学長を補佐する体制を築き、全学的な教学マネジメントに取り組んでいる。

さらに、内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動等の状況について組織的、継続的及び系統的に、自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。教育研究水準等の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するための内部質保証体制を確立することで、学長のリーダーシップを下支えしている。

法人の管理組織としては、学校法人常陽学園事務組織規則に基づき、事務組織を規定し、法人全体の経営を司る法人本部と、大学の教育・研究活動を支援する事務局を設置している。

法人本部は、事務局に事務局長・事務局長代理を置き、以下 3 課制で総務課、財務課及び学科等企画推進室を設置し、指揮監督者として課長職を任命して理事会事務及び大学・専門学校の統括事務並びに連絡調整を行っている。

大学事務局には、事務局長・事務局長代理を置き、総務課、学修支援課、学生生活支援課及び入試・広報室を配置しており、指揮監督者として課長職を任命している。加えて施設及びセンターとして、図書館、実験動物施設、入試センター、キャリアセンター、学生支援センター、IR・企画室、学生相談室、保健管理室に関する事務を行うため、必要な職員を配置している。

専任職員は、本務職員 34 人、兼務職員 4 人の合計 38 人を配置している。

大学の現状は、リハビリテーション学科が開設後 11 年目、看護学科が開設後 7 年目である。経年的に学生数と教員数が増加しているため、それに伴って大学事務業務が増加している。大学事務管理業務の円滑な運営を確保するための増員については、増員配置の必要な時期に適任者を広く求め適材を確保し適所に配置している。職員の人事異動は、就業規則第 8 条に基づき業務上の必要性に鑑み適切に行われている。

大学の各種委員会には、事務局職員も構成員として適切に配置し、教職員協働に努めている。

法人(経営)と大学(教学)の意思疎通や情報収集と共有化を円滑に機能させるため、大学運営会議を設けてほぼ毎月1回開催しており、法人から理事長が参加している。

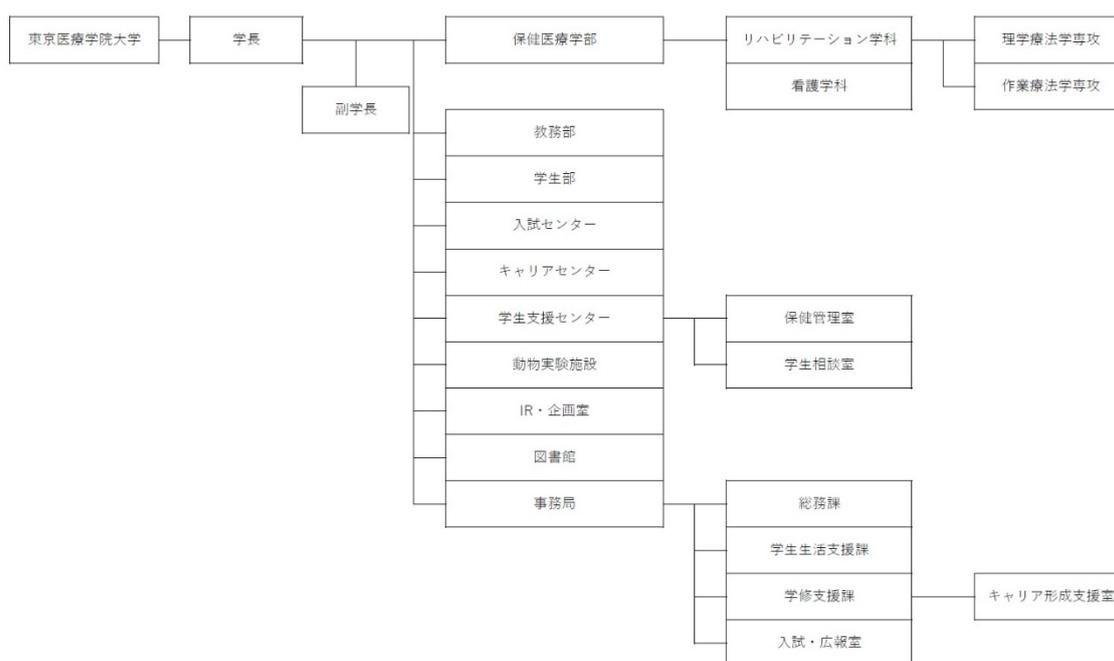
さらに、法人と大学及び専門学校間の意思疎通と法人運営の効率化に資するためとして、学校法人常陽学園法人・常勤理事懇談会を設置して、毎月1回開催している。大学からは、学長と事務局長が参加している。

職員の採用・昇任に係る規程については、「事務職員の役割・責任定義及び昇任基準」を定めてはいるものの、大学設置からまだ 11 年目ということもあって併設する専門学校からの異動者や中途採用者が多く、実際の適正な運用は今後のこととなる。

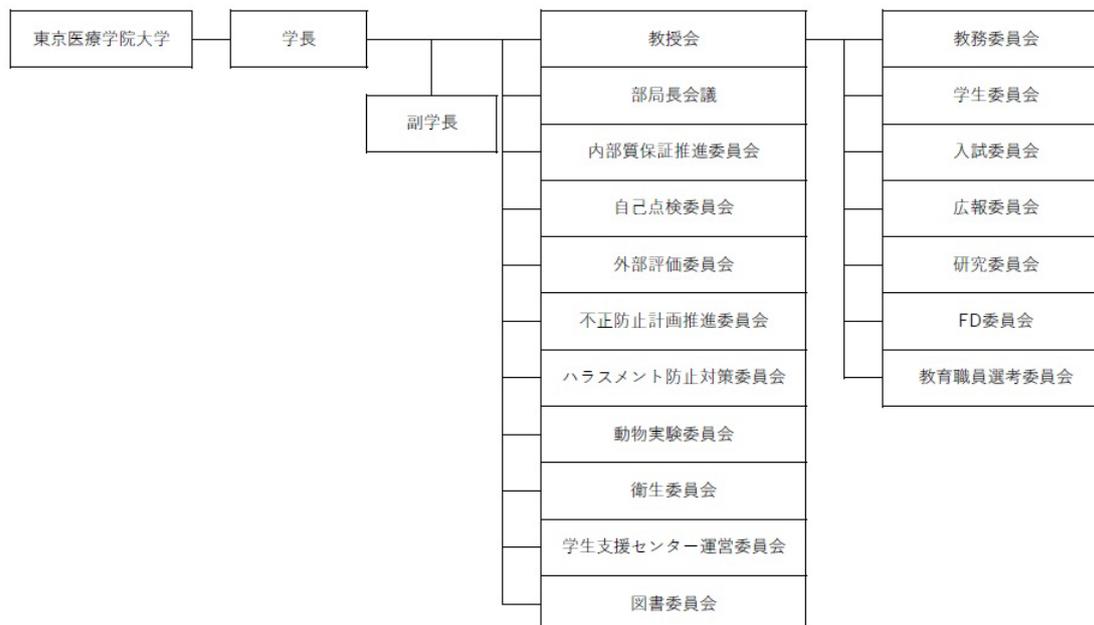
学校法人常陽学園寄附行為等関係諸規則等により、法人と大学の果たすべき使命・目的を達成するための組織を明確に定めている。

また、各組織での権限と責任を明確にし、業務が効率的に行われるよう業務の遂行に必要な職員を配置しており、業務の遂行は適切に機能している。

大学組織図



委員会組織図



教員の配置・職能開発等

本学各学科・専攻の教員の現員数は、大学設置基準、各職業に関する指定規則等、法令基準に則り、適正に配置されている。

専任教員の採用については公募により行っている。教員の採用・昇任については、「東京医療学院大学教育職員選考基準」及び「教育職員選考・昇任審査基準」に則り、教育職員選考委員会、教授会で審議の上、学長が推薦し、理事会で決定している。なお、教育職員選考委員会は、学部長、学科長、専攻長、事務局長らで構成されており、様々な意見を集約できる仕組みを構築している。

本学では、教育資質の向上、教員の教育に係る教員支援のため FD 委員会を設置し、教育に関連する研修等を実施している。具体的には、授業をより良くするためのアンケートや FD 研修会、学生と教職員の授業を良くする懇談会などを実施している。

授業をより良くするためのアンケートの実施については、前期科目、後期科目の全科目を対象に、年 2 回学生による授業評価を実施している。その結果は、科目担当教員にフィードバックされ、さらにその結果に対してコメントを作成し、学内掲示板に掲示する。これにより、学生は自分の意見がどのように反映されたかを確認でき、教員は他の教員のコメントを共有できる。その結果、次年度からの授業に反映するとともに、教員の授業力量の向上に寄与している。

また、令和 3(2021)年度より学内ネットワーク経由で学生からの意見を集めている。意見

は、講義内容への要望を中心とした意見であり、意見に対して迅速に対応を行っている。意見としては、担当教員への講義技術(声の大きさ、スライド資料の構成など)に関する要望や、講義を行う資料に関する要望、講義スタイルなどに関する要望など様々な意見が寄せられている。

FD 研修会は、教職員の教育資質向上のために年1回、原則教員は全員参加とし、職員も可能な限り参加することとしている。多様な学生への対応の検討、学科専攻ごとに具体的な授業運営モデルを作成し発表するなど実践的な企画を進めている。FD 活動に関連した行事や研修会の案内は、全教員に配信し、参加を促している。

3 ポリシーを学生に理解させるとともに、各科目の担当教員は、学生がディプロマ・ポリシーを意識した学修を進めることができるように、その科目が重点的に対応しているディプロマ・ポリシーについて、学生が科目の中でどのようなステップで、そのディプロマ・ポリシーの内容に到達するか、段階的な到達度の基準、対応する DP における当該科目の位置づけを明示していく取り組みについて、各学科・専攻から出されるモデルについて、整理の仕方や課題などを議論した。

学生と教職員の授業を良くする懇談会については、学生と教員が教育に関することを広く自由に意見交換するために年 1 回実施している。学生は全学年からの自由参加、学長をはじめ複数の教職員が参加する。教育環境に関すること、授業間の連携に関すること、学内生活の様々な悩みなど、多岐にわたる意見が出され、速やかに解決策を検討する場になっている。

職員の研修

SD 事業の実施方針を大学運営会議(令和 3(2021)年 1 月 13 日開催)において策定し、方針に沿って SD 研修会を開催している。令和 4 年 3 月に「事例に学ぶアカデミックハラスメント防止」の講演を、令和 4 年 9 月に「事例を通して考えるハラスメントの対応と予防」をそれぞれ実施した。

学外研修として、日本私立大学協会などが主催する事務局長相当者研修会、教務事務、就職指導事務、経理事務等に関する研修会に積極的に参加させ、知識や技能を含めた資質の向上を図っている。参加者は、研修会後に研修資料等を事務局各課各部門に供覧し、研修内容等の共有を図っている。

また、新採用職員には当該課管理者による業務の紹介と処理手順を指導し、日々の OJT により一日も早く業務遂行が円滑となるよう支援している。

職員の資質・能力向上の機会については、SD 研修会、学内各課での OJT、学外機関が行う研修会への参加促進を通じて、概ね確保されていると判断している。

医療人養成の大学としての使命に基づき、医療的な社会ニーズに的確に対応した教育体制を確保していくことが不可欠であるという点から、教員と事務職員が一体となり協働して取り

組んでいく。

両者共にますますの研鑽が求められていることを強く意識し、職員の資質・能力向上の機会については、学内における実務的な研修会及び系統的な研修について、さらに充実させていく。

そのためには、既存の FD 委員会を活性化させるなど既存組織の活用と、外部機関の研修やセミナーの機会をより多く取り入れて、さらに参加者による伝達研修の実施により研修機会及びその効果の拡大に努める。

研究支援

本学では、開学当初から、質の高い教育研究活動を推進できるように快適な研究環境を整備してきた。

教員には、研究室として、准教授以上が独立した研究室(PC(インターネット環境を含む)、机 1 台、テーブル 1 式、書架等の什器類を整備)を使用させることにより、個人研究を始めとして共同研究や受託研究、学生への個別指導など、十分に対応できる教育研究環境が整備されている。

講師については 2 人用の、助教、助手については 4 人用の共同研究室が整備されており、同室の教員同志がグループを組んで研究分野を超えた新しい発想で研究が推進できる環境を整備し、一方で、同室の教員同志がライバルとして研究成果を競い合っって切磋琢磨できる環境を整えている。

図書館の蔵書は、開学当初から計画的に整備し、本学の教育研究活動の基盤となっている他、従来の蔵書の整備と併せて、電子図書の整備にも力を入れており、現在、医中誌(日本国内医学文献データベース)、メディカルオンライン(インターネット医学関連文献検索全文提供サービス)、最新看護索引 WEB、CINAHL、医書.jpなどを始め、学内からであれば、いつでもどこからでも閲覧することが可能となっている。

また、コロナ禍において、感染予防徹底のための分散授業や遠隔授業等を推進していくために、学内であれば、いつでもどこでも情報通信技術(ICT)を活用できるように Wi-Fi 環境が整備されている。

これらに加えて、学内においては、安心・安全に教育研究に打ち込めるような防災への対応、快適な教育研究環境の整備を推進している。本学の研究成果については、国内外の学術学会での発表の他、「東京医療学院大学紀要」を毎年発刊している。

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正)等に基づき、「公的研究費等の不正防止に関する基本方針」、「東京医療学院大学における研究活動及び公的資金の使

用に係る公正性確保に関する規則」、「東京医療学院大学における研究活動及び公的資金の使用に係る公正性確保に関する細則」、「東京医療学院大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」、「東京医療学院大学における研究活動行動規範」、「東京医療学院大学公的研究費取扱要領」、「東京医療学院大学における競争的資金に係る間接経費の取扱方針」、「東京医療学院大学取引業者への対応に関する取扱要領」、「東京医療学院大学動物実験に関する規則」等の諸規程を制定し、本学の研究倫理の確立と厳正な運用を行ってきた。

上記の諸規程に基づき、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者、事務責任者等、公的研究費の運営・管理を適正に行うための責任体制を整備し、本学の公的研究費の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策等に関して学内外に対して責任を持ち、研究倫理の確立と研究不正防止の活動を積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化している。

研究倫理においては、人間の尊厳及び人権を守り、研究の適正な推進が図られるように、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和 3 年 3 月 23 日付け令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。(令和 4 年 3 月 10 日一部改正))に準拠した体制を構築し、学内における人を対象とする生命科学・医学系研究について、遵守すべき事項が守られた研究計画であるかどうかの研究倫理審査を厳格に行っている。

加えて、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、本学に研究倫理教育責任者を置き、広く研究活動に関わる教職員を対象に、毎年定期的に研究倫理教育を実施し、本学の教員は、少なくとも 3 年に 1 回は、研究倫理教育を受講することを義務付けている。

また、科学研究費助成事業に関する説明会の中で、研究倫理教育とコンプライアンス教育を併せて実施することで、より効果的な研究倫理及び研究不正防止対策の啓発活動を推進している。

その他、本学では、科学研究費補助金等の研究費の執行状況について、毎年、監事監査及び内部監査を実施し、研究費不正防止の徹底と研究費執行の適正化に努めている。

本学では、物的支援策として、「東京医療学院大学一般研究費及び特定研究費に関する規程」を制定し、専任教員の基盤的研究費として、「一般研究費」(助教以上の職位の教員に対して一律年額 30 万円、助手に対しては一律 10 万円)という名称の研究費を配分し、学術研究の基盤として有効活用されている。

これらに加えて、現代の課題を解決するため、重点的・先進的な個人研究、共同研究及び若手研究に対しては、学長裁量経費を原資とする「特定研究費」という名称の研究費を学内公募により配分し、学長のリーダーシップの下、学術研究の進展に柔軟かつ機動的に有効活用されている。

その他、競争的資金の間接経費を活用して、研究環境の計画的な改善を行っている。令和 2 年度には、動物実験の際に使用する試薬や標本を保管している部屋に、間接経費により空調機を設置し、厳格な試薬や標本の管理に活用されている。

令和 3 年度には、学内共用設備として顕微鏡用デジタルカメラを整備することにより、設備の整備前は他大学等へ出向いて教育研究活動を行わなければならなかった状況が、設備を整備後は学内での教育研究活動が可能となり、本学の教員や学生の教育研究活動の利便性と有用性が格段に向上した。

次に、人的支援策として、外部資金の代表的な研究費である科学研究費助成事業について、当該研究費の適正かつ円滑な予算執行に資するため、事務局総務課に専任職員を配置し、外部資金を適切に管理するとともに、教員の事務的な負担を軽減し、併せて競争的資金の獲得のための様々な支援を行っている。

特に令和 4 年度は昨年度に引き続き、科学研究費補助金の申請書の書き方を解説した「科研費獲得のポイント」を科学研究費応募説明会で全教員に配布するとともに、各教員から提出された科学研究費補助金の申請書を、専任職員が一つひとつ詳細なチェックを行うことにより、科学研究費補助金の採択率向上に努めた。

※令和 4 年度科学研究費助成事業採択状況

基盤研究(C)	応募数 18 件	採択件数 2 件
挑戦的研究(萌芽)	応募数 1 件	採択件数 0 件
若手研究	応募数 2 件	採択件数 0 件

経営・管理と財務

本学園は、寄附行為、中期計画、ガバナンス・コード等に基づき、適切に法人運営を行っており、使命、目的の実現に向けて継続的に改善に取り組む体制の実現に向けて取り組んでいる。また、公認会計士(監査法人)、監事、内部監査室による監査や常勤理事懇談会等により、組織の連携、意思疎通がとられ、法人のガバナンス体制が機能している。

会計については、学校法人会計基準及び学園諸規程等に基づき会計処理されており、かつ、会計監査も厳正に、適切に実施されており、公正に行われている。

また、財務状況については、昨年度に引き続き収支がプラスに改善しているが、外部資金の確保として寄附金募集や科研費等競争的資金のさらなる獲得に注力していく。

以上のとおり自己評価し、以下にその内容を述べる。

経営の規律と誠実性

本学園は、寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人に優しく、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と明確に目的を定め、東京医療学院大学のホームページに公表している。

さらに、ホームページには、私立学校法 63 条の 2 に定める財務諸表、監査報告書、事業報告書、役員等名簿及び役員報酬基準を掲載している。

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する教育情報についても公表し、学園の経営情報をステークホルダーの方にはもとより、それ以外の人々にも本学園を理解していただくよう努めている。

学園の使命・目的を実現するため、理事会を本学園の最高意思決定機関として設置し、諮問機関として評議員会を設置し、学園の運営に当たっている。

理事会は令和 3 年度(令和 3 年度予算から同決算までの間)に 13 回開催(うち、臨時会 1 回含む)し、重要事項について審議・執行している。評議員会は年(理事会と同じ期間)7 回開催し、寄附行為に定める諮問事項について審議し、その中には、令和 2 年度からは「中期計画」についても諮問事項として意見を聴いている。

監事は、理事会に毎回出席し、理事の執行状況等について監査するとともに、学園の業務、財産状況について、毎年度作成する「監査計画書」に基づき監査をしている。

さらに、決算時には「監査報告書」を理事会、評議員会に提出している。

大学内のハラスメントの防止については、学生に配布している「キャンパスガイド 2021」の

中に「ハラスメントとは?」「ハラスメントの種類」「ハラスメントを受けたら」と記載し、学生に周知している。

教職員については、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための必要事項を「東京医療学院大学におけるハラスメントの防止等に関する規定」に定め運用している。規程にはハラスメント「相談員」を設け被害者からの相談を受け初期対応をしている。

また、ハラスメント防止対策委員会から、「建学の精神」キャンペーンで、「人に優しく」という言葉が、大学内で実現されているかどうかの調査をし、ハラスメント防止に活用しようとする試みを行っている。

大学では防災訓練の一環として避難訓練や消火訓練を実施している。その際に、消火器、消火栓、AED の設置場所も確認し、いざという時に混乱しないで役立つため訓練している。

個人情報保護について、本学は個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法、その他関係諸法令、所轄大臣の定める指針を遵守することを規範としています。

公益通報については、学校法人常陽学園公益通報者の保護に関する規則を制定し、運用してきたが、いまだにこの制度を利用して通報された事実はない。

2020 年 6 月に改正公益通報者保護法が交布されたことに伴い、学園内規程の改正を検討中である。

理事会の機能

理事会は、寄附行為第 17 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、学校法人の意思決定機関として位置付けている。さらに、寄附行為第 49 条に寄附行為の施行は、規則を定め法人の設置する学校の管理運営に関し、学校法人常陽学園寄附行為施行規則に則り管理運営に万全を期している。

理事の選任については、寄附行為第 7 条 1 項第 1 号に、設置する「東京医療学院大学」の学長 1 人、同じく設置する「東京医療福祉専門学校」の校長 1 人、第 2 号では、評議員のうちから、評議員会で選任した者 4 人、第 3 号では、学識経験者のうちから 2 名選任し、合計理事 8 人の中から互選により理事長を選任している。

理事の職務分担については、令和 3 年 7 月 14 日開催の理事会において 8 人の理事(理事長含む理事全員)を、理事長及び理事のうち各校長選出担当理事 2 人で各学校担当、他の学内理事 3 人で学生生活支援担当、総務財務等担当、附属事業担当そして外部理事の 2 人については、それぞれの外部での本務の専門性を活かし、法務担当、キャリアセンター担当として業務を分担している。

令和 3 年度(予算審議が始まる 3 月～決算の終了する翌年 5 月まで含む)の理事会開催状況は、13 回(うち、1 回は臨時開催)し、出席状況は 94%の出席率だった。

理事会を欠席する際には、事前に議案に対する意思表示と意見書が付記できる賛成・反対の回答書を送付し、回答書の内容により議決数に加えている。

理事会の補佐体制として、①法人と教学の連携を推進するために設置した「大学運営会議」、法人と各学校との連携を図るため設置した「常勤理事懇談会」の2つの会議体で理事会の補佐機能を果たしている。

監事は、2名のうち1名は必ず、理事会、評議員会に出席して意見等を述べている。

学校法人と役員との関係は、私立学校法第 35 条の 2 に基づき「委任」に関する規定に従うことが求められている。役員が学校法人の任務を遂行するにあたり任務を怠ったとき、学校法人に損害を与えたときは賠償責任を負うことになる。しかし、任務を行う場合に、善良でかつ重大な過失がなく、その職務状況を勘案し、理事会の議決により賠償責任を免除することができる。

また、非業務執行理事等(監事含む)に善良でかつ重大な過失がなく、その職務状況を勘案し、賠償責任限定契約を締結したうえで、賠償責任を定めることができることとする。

管理運営の円滑化と相互チェック

法人と大学の意思疎通と連携協力を図るため、理事長が議長となり「大学運営会議」を設置し、大学運営上の課題や実現可能性について審議し、方向性を決定している。同会議の構成メンバーは、理事長、学内理事、学長、学部長、看護学科長、専門学校校長、副校長、外部有識者として顧問が加わり、さらに、監事も随時参加している。

同会議は令和 2 年 9 月に第 1 回を開催し、令和 4 年 1 月に第 15 回目を開催し、理事会に諮られる案件を中心に議論し理事会運営に寄与している。

また、学園が設置する各校の課題等を共通認識する場として、理事長が学内理事及び同教職員役職者を構成メンバーとして招集し、「常勤理事懇談会」を設置して、理事会、評議員会の情報提供、入試の取組み、昨今ではコロナ禍に対しての取組みなどを意見交換し、各校の運営の参考にしている。

理事長は、以上の 2 つの会議体の場で学園の運営についてリーダーシップを発揮し方向性を示し、学園内教職員に周知できる体制をとっている。

理事長は、毎水曜日に、任意(設置規定を持たず)に顧問(保健医療関係)、学外者評議員、学内理事 1 名の 4 人で保健医療関係の課題等について、社会から見た医療系従事者養成校について情報交換し、学校法人運営に取組んでいる。

教職員からの意見くみ上げは、大学の各種委員会に、教員及び職員が加わり意見を集約できる体制になっている。

理事会を構成する 8 人の理事のうち、大学からは学長理事 1 人、評議員会選任理事の教員

1人の合計2人選任している。大学案件の審議については、主に学長が説明している。決議を採るにあたり、他の理事については、外部理事2名を含めて所属先が大学以外であり審議に公正さは保たれている。逆に法人案件の審議についても、法人本部に席を置く理事(理事長含む)は2人であり、理事構成比率から言っても厳正な審議が保たれている。また、設置する専門学校審議案件についても同様である。理事会の、理事業務の執行の監督は、適正に行われている。

監事は、寄附行為第6条第1項第2号に基づき外部監事2人を選任している。選任方法については、理事会で選出した候補者を評議員会の同意を得て、理事会の審議を踏まえて理事長が選任している。監事は、理事会、評議員会には原則として2人が出席し、監事として、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行について意見を述べるとともに、その運営を監査している。また、決算確認時には、監査報告書を作成し、理事会、評議員会に報告している。

評議員会は、寄附行為第22条で求められている諮問事項に加えて、決算及び事業報告について意見を聴いている。評議員の定数は、理事定数の2倍を超える17人を選任している。理事長は本学園の予算、事業計画、中期計画等について理事会で審議する前にあらかじめ評議員会の意見を聴いている。

さらに、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、意見を求めている。

財務基盤と収支

本学園では私立学校法の改正に伴い、令和2年度～令和6年度までの5年間にわたる中期計画を策定した。その中期計画を支える予算措置が喫緊の課題であり、毎年度理事長において策定される翌年度予算編成方針において予算措置を明言し協力を求めている。さらに学校法人運営調査委員会から令和3年12月9日付けで「経営基盤の安定を図るため、速やかに適切な経営改善に取り組むこと。」と指導・助言事項の通知を受けていたが令和2年度決算においては、基本金繰入前収支差額をプラスとすることが可能となった。入学定員の確保については、充足している状況である。今後とも、入学定員の確保と、経費執行の抑制について、バランスよく取組み経営基盤の安定化に努める。

さらに、外部資金の確保に努める。第一に寄附金収入の確保を図る。第二は経常費補助金の増額に努める。そして、収入確保の一つとして、第三に収益事業の検討に入り、学納金収入以外の確保に努めたい。

会計

学校法人常陽学園経理規則等に則り適正に処理している。予算と決算のかい離が見込まれる場合には、そのつど補正予算を策定し執行している。会計処理を行う上で、判断の困難な事例が生じた場合は、外部監査法人に照会し、指導・助言を受けながら会計処理を行っている。資産運用は、当面専門学校の治療院収入、施設貸出などを行っている。そのほか、外部資金（科学研究費等）は、本学独自のガイドラインを制定し、執行に万全を期している。

監事は、学校法人の業務、財務状況、理事の業務執行等を監査している。理事会、評議員会には2人の監事のうち、最低でも1名は、毎回出席し、意見を述べている。

監事が作成する監査計画書に基づき、設置学校等の監査を行い、報告書を、毎会計年度終了後、2月以内に理事会、評議員会に報告し、意見を述べている。監事のサポート体制として、法人本部に設置している内部監査室職員が対応している。

内部監査室は、毎年作成される内部監査計画書に基づき、監査を実施し、その結果を理事長に報告し、指摘事項の改善を求めている。

監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき監査をしている。また、3様監査（監事、内部監査室、監査法人の合同会議）を年2回開催し、監査の万全を期している。

内部質保証について

内部質保証推進委員会や自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、内部質保証の方針や計画等に実効性のある体制を整備している。

また、令和 2 年度に策定された中期計画に基づき、内部質保証のための PDCA サイクルを継続させるシステムの実現に取り組んでいる。

以上のとおり自己評価し、以下にその内容を述べる。

内部質保証の組織体制

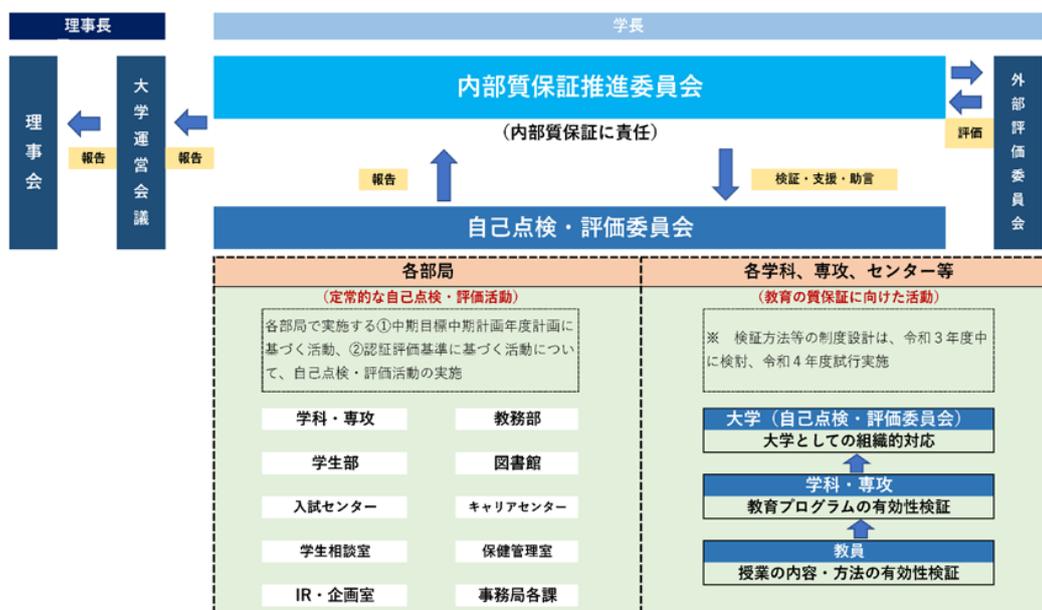
本学では、学校教育法第 109 条 1 項に定める大学の使命に基づき、学則第 1 条に「幅広い教養と保健医療に関する専門の知識と技術を教授研究し、もって広く国民の健康に貢献できる人材を育成することを目的とする」と明記し、第 2 条で「教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検し評価を行い、その結果を公表する」と明記している。

この目的を達成するために、自己点検・評価の取り組みが重要であることを踏まえ、自主的・自律的な検証や質保証も含めた内部質保証体制を構築してきた。

令和 2(2020)年 1 月 22 日の理事会において、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの中期目標・中期計画が承認されたことに伴い、本学としての内部質保証推進体制の構築を目指した。令和 2(2020)年 9 月 16 日の理事会において、内部質保証推進検討会議及び内部質保証推進専門委員会の設置を決定し、内部質保証推進体制の構築に必要な事項の検討を開始した。令和 2(2020)年 12 月 16 日の理事会において、東京医療学院大学内部質保証基本方針を決定するとともに、新たに東京医療学院大学内部質保証推進委員会規程及び東京医療学院大学自己点検・評価委員会規程、東京医療学院大学外部評価規程を定め、令和 3(2021)年度から施行することとし、内部質保証体制を明確にした。

内部質保証体制 図

令和3年度以降の東京医療学院大学内部質保証の体制



新たに設置された内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会が中心となり、本学の使命や教育目的に即した教育活動の改善向上を図ることを目的に「令和 3(2021)年度東京医療学院大学自己点検評価報告書」を作成するなど、自主的かつ自律的な自己点検・評価を行っている。

内部質保証のより一層の充実と向上のため、内部質保証推進委員会において、新たな取り組みや企画について、その課題等を審議している。その中で、具体的な PDCA サイクルの実質化とチェック機能の改善を行うとともに、次年度の年度計画策定に向け、課題解決策を提案しつつ、あわせて組織体制の見直しを図っている。

さらに、理事会と大学の意思疎通と連携協力を図るために令和 2(2020)年 6 月 17 日に設置・施行された大学運営会議に改善・改革案を提案し、理事長や法人事務局と連携・協議して改善・改革に努めている。

内部質保証のための自己点検・評価

本学では、内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会において、関係部署と連携し、

内部質保証のための自主的かつ自立的な自己点検・評価を行っている。

内部質保証推進委員会の構成メンバーは、学長、学部長、学科長、事務局長らにより構成され、内部質保証基本方針に基づき、教育研究及び管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に向けた取組みを継続的に行うことにより、教育研究水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証することに努めている。

自己点検・評価委員会の構成メンバーは、学長、学部長、学科長、専攻長、教務部長、学生部長、IR・企画室長、事務局長、事務局長代理、事務局各課長、学科等から推薦された教職員らにより構成されており、自己点検・評価を推進するため、自己点検・評価の計画の策定と実行や全学的な観点による自己点検・評価の実施及びその結果に基づく改善・向上の提案、認証評価の対応、外部評価の対応などの項目に関する原案を作成し、内部質保証推進会議に報告している。

また、IR・企画室や学生委員会ならびに FD 委員会において、3 ポリシーの到達度を測定する学生アンケート(入学時、第 2 学年 3 月、卒業時に記名式で実施)、学修・学生生活アンケート(第 1 学年次 12 月、第 3 学年次 12 月に無記名式で実施)、授業をより良くするためのアンケート(全ての授業の履修者を対象に実施)、授業と学修支援に関する意見箱(常設)が実施され、結果を教職員ならびに学生にフィードバックし共有することで、学修支援の改善に役立っている。

自己点検・評価の実施に関しては、中期目標・中期計画の年度計画達成状況について、各部署が持っているデータや IR 情報をもとに、担当する評価項目の自己点検・評価を実施し、自己点検評価原案を委員会メンバーで作成する。

令和 3(2021)年度においては、新たに設置された自己点検・評価委員会の下に自己点検評価報告書作成ワーキンググループを設置し、自己点検評価報告書原案を作成し、自己点検・評価委員会及び内部質保証推進委員会において審議し、「令和 3(2021)年度東京医療学院大学自己点検評価報告書」案を作成した。大学運営会議や理事会で「令和 3(2021)年度東京医療学院大学自己点検評価報告書」の承認後、本学ホームページにて学内外に公表し、関係各部署において改善策を実施している。

本学においては、現状の外的環境・内部状況の理解と把握のため、IR・企画室を設置し、上述の各種アンケートデータに加えて、入学試験データ、GPA、休学・退学および国家試験合格データ等の収集、分析を行っているほか、教授会や部局長会議において、各学科から、学生動向はもとより、就職の状況、国家試験対策とその結果について報告があり、情報共有を図っている。

自己点検・評価の実施に関しては、各部署が評価項目を分担し、IR・企画室や FD 委員会から提供されるデータおよび各部署が持っているデータを参考に、分析を行う。そこで抽出された課題や結果をもとに、自己点検・評価委員会において自己点検評価報告書原案を作成する。原案は自己点検・評価委員会及び内部質保証推進委員会に諮られ、出された意見をもとに自

自己点検評価書案の最終版を作成し、部局長会議にて課題や改善案を検討し、教授会、大学運営会議、理事会で審議、承認され、関係各部署において改善策を実施している。

本学は、日本高等教育評価機構が示す大学評価基準をもとに機関別認証評価を実施するとともに、自己点検評価書の作成については、内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会において実施している。また、部局長会議においても IR・企画室や FD 委員会、広報・入試担当におけるデータ収集の確認を行っており、内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会とともに、今後は分析機能をさらに強化して活用することで、より具体的な自己点検・評価を実施し、学内全体における PDCA サイクル推進体制を確乎たるものに作り上げていく。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制として、IR・企画室が整備されている。現在は主として、下表に示す「ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の把握」のための調査を企画し実施している。学修支援課・学生生活支援課と、入試室がそれぞれ持つデータ、さらには、下表に示すようなデータなどを一体化させるデータベースの構築が喫緊の課題であるが、これについても大学で検討が進められている。

また下表の中の「既卒業生アンケート」「就職先アンケート」の実施も課題として検討を進めているところである。

学生アンケート実施時期 図

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	2019/2/19 3月
4年生 (5期生)												卒業生(5)アンケート (記名) 基準6-2 基準6-3
3年生 (6期生)				授業アンケート (匿名) 基準3-2 基準4-2					学修・学生生活 調査(無記名) 基準3-1-5-5-6 基準3-1-5-3			既卒生アンケート (匿名) 基準4-2 基準4-3
2年生 (7期生)												在学中(6)アンケート (記名) 基準6-2 基準6-3
1年生 (8期生)	入学時(8)アンケート (記名) 基準6-2 基準6-3								学修・学生生活 調査(無記名) 基準3-1-5-5-6 基準3-1-5-3			
全学年	FD意見票(無記名) 退学時アンケート(基準3-3・基準4-2) 授業アンケート(無記名) 退学時アンケート(基準3-3)											集計

※網掛け部分については現在実施しているものを継続

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		既卒業生アンケート(基準3-3 基準6-2)										
		就職先アンケート(基準1-1 基準3-3 基準6-3)										
				(幼小)高大接続講座参加者の満足度調査(基準2-1・独自基準)								
								公開講座参加者の満足度調査(独自基準)				

入学時データ	在学時データ	卒業時データ	研究データ
入学時特性(基準2-1)	休学者・中途退学者・留学者数及び年(基準2-2) 学生相談室・保健室利用状況(基準2-4)	就職者数及び年(基準2-3) 国家試験合格者数及び年(基準2-3)	研究論文数(基準4-4) 研究費獲得額(基準4-4)

※その他、教育の内部質保証の点検・評価に必要なデータについて補綴し、収集及び分析を行う。

内部質保証の機能性

本学では、内部質保証基本方針の「基本的な考え方」において「本学の内部質保証について

は、3ポリシーを起点とした教育の質保証と中期目標・中期計画の達成を踏まえた大学全体の活動の質保証の双方について、自らの責任で自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組むものとする」としており、3ポリシーを起点とした教育の質保証の PDCA サイクルと、中期目標・中期計画の達成を踏まえた大学全体の活動の質保証の PDCA サイクルの構築を図っている。

3ポリシーを起点とした教育の質保証の PDCA サイクルを構築するために、令和 2(2020)年度に3ポリシー見直しワーキンググループを設置し、3ポリシーの見直しに着手した。令和 3(2021)年度において、3ポリシー見直しワーキンググループの原案を基に、教育理念及び大学の目的、学部及び学科における教育研究上の目的、学部の3ポリシーの見直し案を作成するとともに、新たに学科・専攻の3ポリシー案を策定した。大学運営会議の審議を経て、令和 4(2022)年 2 月 16 日の理事会において、これらの案が正式に決定した。中期目標・中期計画の達成を踏まえた大学全体の活動の質保証の PDCA サイクルについては、令和 2(2020)年度より年度計画の PDCA サイクルを回し始めた。

具体的には、年度当初に年度計画実施並びに自己点検・評価の責任者を定め、自己点検・評価シートを用いて PDCA をチェックする。6 月には年度計画の実施計画を、9 月には中間報告を、12 月に最終報告を自己点検・評価シートに記入して報告させ、それらを自己点検・評価委員会で点検・評価し、自己点検報告書案を作成した。同時に、自己点検・評価シートにおける「改善計画」を元に次年度の年度計画(案)を作成した。内部質保証推進委員会及び教授会で審議した後、理事会に提出する。

さらに、自己点検報告書(案)を元に事業報告書(案)を作成し、理事会に提出するとともに、次年度の年度計画実施並びに自己点検・評価の責任者を決定した。

3ポリシーを起点とした教育の質保証の PDCA サイクルについては、起点となる3ポリシーを見直した段階にあり、各教員において個別に教育の質保証に尽力している段階である。現在、3ポリシーを起点とした教育の質保証の PDCA サイクルについて検討しており、令和 3 年度 3 月に「東京医療学院大学内部質保証に関する手続き」を策定し、令和 4(2022)年度には学科・専攻として3ポリシーを起点とした教育の質保証の PDCA サイクルの実施をはじめめている。

中期目標・中期計画の達成を踏まえた大学全体の活動の質保証の PDCA サイクルについては、2 年間実施し、完全に定着してきている。

内部質保証は、大学全体(法人を含む)、学科・専攻、教員の3層レベルで PDCA サイクルを回すことにより可能となる。

本学では、大学全体(法人を含む)レベルにおいては、「自己点検・評価シート」によって、中期目標・中期計画の達成を踏まえた大学全体の活動の質保証の PDCA サイクルとして構築できている。

学科・専攻、教員の2つの層レベルの PDCA サイクルについては、3ポリシーを起点とした

教育の質保証を実現するための PDCA サイクルを「目標管理シート」によって構築しており、令和 4(2022)年度から試行的に実施している。

階層レベルの PDCA

階層	P	D	C	A
大学全体	中期目標 中期計画	教育、研究 大学運営等	自己評価 認証評価	改善・改革 FD,SD
学科・専攻	DP,CP,AP	教育 卒業認定	自己評価	FD
教員	シラバス	講義 研究指導	自己評価 授業評価	改善